

第76回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成29年3月3日（金曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	鎌 田 康 正
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	総 務 課 長	森 下 守
	企画防災課まち づくり企画室長	重 崎 勇 人	税 務 課 長	敏 蔭 高 弘
	住 民 課 長	岡 本 隆 文	健康福祉課長	大 永 克 司
	高年介護課長	藤 木 卓	農林振興課長	加 藤 逸 生
	商工観光課長	森 田 善 章	建 設 課 長	横 山 重 明
	上下水道課長	松 井 寿 登 司	天文台公園長	谷 口 俊 廣
	上月支所長	和 田 始	南光支所長	三 角 雅 昭
	三日月支所長	船 引 和 範	会 計 課 長	高 見 寛 治
	教 育 課 長	尾 崎 文 昭	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	代表監査委員	樫 本 忠 美		
欠 席 者 (1名)	企画防災課長	久 保 正 彦		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 施政方針について
- 日程第 5. 議案第 1 号 町有財産の無償貸付けについて（旧長谷保育園跡地）
- 日程第 6. 議案第 2 号 佐用町男女共同参画推進計画の策定について
- 日程第 7. 議案第 3 号 工事請負契約の変更について（（仮称）南光地域保育園建設工事）
- 日程第 8. 議案第 4 号 町道路線の認定について
- 日程第 9. 議案第 5 号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について
- 日程第 10. 議案第 6 号 町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ村）
- 日程第 11. 議案第 7 号 佐用町課設置条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 12. 議案第 8 号 佐用町個人情報の保護に関する条例及び佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13. 議案第 22 号 佐用町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 日程第 14. 議案第 9 号 佐用町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15. 議案第 10 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16. 議案第 26 号 佐用町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 日程第 17. 議案第 11 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18. 議案第 12 号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19. 議案第 13 号 佐用町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20. 議案第 14 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 21. 議案第 15 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22. 議案第 16 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23. 議案第 17 号 佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24. 議案第 18 号 佐用町立西はりま天文台公園野外活動センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25. 議案第 19 号 佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26. 議案第 20 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27. 議案第 21 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28. 議案第 23 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29. 議案第 24 号 佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30. 議案第 25 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31. 議案第 27 号 平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
- 日程第 32. 議案第 28 号 平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 33. 議案第 29 号 平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について

- 日程第 34. 議案第 30 号 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 35. 議案第 31 号 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 36. 議案第 32 号 平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 37. 議案第 33 号 平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 38. 議案第 34 号 平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 39. 議案第 35 号 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 40. 議案第 36 号 平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 41. 議案第 37 号 平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 42. 議案第 38 号 平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 43. 議案第 39 号 平成 28 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 44. 議案第 40 号 平成 29 年度佐用町一般会計予算案の提出について
- 日程第 45. 議案第 41 号 平成 29 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について
- 日程第 46. 議案第 42 号 平成 29 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 47. 議案第 43 号 平成 29 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について
- 日程第 48. 議案第 44 号 平成 29 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について
- 日程第 49. 議案第 45 号 平成 29 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について
- 日程第 50. 議案第 46 号 平成 29 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 51. 議案第 47 号 平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 52. 議案第 48 号 平成 29 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 53. 議案第 49 号 平成 29 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について
- 日程第 54. 議案第 50 号 平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について
- 日程第 55. 議案第 51 号 平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について
- 日程第 56. 議案第 52 号 平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 57. 議案第 53 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
- 日程第 58. 議案第 54 号 平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
- 日程第 59. 議案第 55 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について
- 日程第 60. 同意第 1 号 損害評価会委員の選任同意について
- 日程第 61. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 62. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 63. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 64. 委員会付託について

午前09時30分 開会

議長（岡本安夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、第76回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員並びに町当局の皆さんにはおそろいでご参集賜り、まことに御苦労さまです。

開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

今年の冬は年末年始穏やかで、今年は暖冬だなと思っていたのですが、何年ぶりかの大雪になりました。

早いもので、今日はもう3月3日、桃の節句です。3月と言いますと卒業、進学、そして引っ越しなど動きの多い何かと慌ただしい時期ですが、佐用町にとりましては、1年の計とも言えるのが3月議会であります。

また、議会のほうでは、5月には報告会も控えております。

天気がいい時は、日差しも温かいものを感じますが、まだまだ、朝夕の冷え込みも厳しく、インフルエンザのほうも完全に終息したとは言えていないようです。体調の管理に十分気をつけていただいて乗り切っていただきたいと思えます。

今期定例会において、本日付議されます案件は、平成29年度各会計予算案をはじめ、条例に関する案件、平成28年度各会計補正予算案等、57件であります。

何とぞ、議員各位にはこれら諸案件につき、慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶とします。

それでは、町長、御挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

夜、夜間は、まだまだ冷え込んでおりますが、日中、日差しも非常に明るく春らしさを感じるようになってまいりました。

3月こうして、定例議会を本日開会をしていただき、24日までの会期で平成29年度の会計予算をはじめ、多くの議案を上程をさせていただきますが、議員各位におかれましては、それぞれ十分にご審議をいただき、適切妥当な結論をいただきますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今、議長お話のように、まだまだ寒さが続く中で、インフルエンザ等、また、再発をしているようなところも聞いております。非常に長時間にわたる審議、期間も非常に長い議会でございます。議員各位におかれましては、十分に体調管理に本当にご留意いただきまして、この年度末、それぞれ計画どおり、この議会が最後まで終了できますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます、御挨拶にかえさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第76回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、天文台公園長、各支所長、代表監査委員であります。

なお、企画防災課長より葬儀のため欠席の届があり、企画防災課まちづくり企画室長の代理出席を許可しておりますので報告しておきます。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（岡本安夫君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。9番、山本幹雄君。10番、矢内作夫君。
以上、両君にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（岡本安夫君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。今期定例会の会期は、本日3月3日から3月24日までの22日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日3月3日から3月24日までの22日間と決定しました。

日程第3．行政報告について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第3、行政報告であります。報告事項がない旨、連絡がありましたので、その報告をし、日程第3を終了します。

日程第4．施政方針について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第4、施政方針に入ります。
町長から施政方針の説明を受けます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、本3月定例議会におきまして、平成29年度当初予算案をはじめとする、諸議案のご審議をお願いするに当たり、まず、町政運営の基本的な考え方と主な施策を申し上げます。

平成17年の合併後、来年度は、はや丸12年を迎えるわけですが、これまでの間、予想もできなかった平成21年の豪雨災害に見舞われましたが、その災害からの復旧・復興とあわせて、新町建設計画や第1次佐用町総合計画の実現に鋭意努力をしております。その結果、議員各位をはじめ、町民皆様のご理解とご支援によって新町の安定化と行財政改革もほぼ計画どおり進み、新佐用町の基盤がようやく整ってまいりました。

さて、平成29年度は、本年策定をいたしました次の10年に向けた佐用町第2次総合計画の初年度であります。これまで、築いてまいりました基盤のもと、引き続いて、行財政改革に取り組み、中長期的な財政計画のもと、「絆できらめく ひと・まち・自然 未来へつなぐ 共生の郷」をテーマに、町民誰もが安全で安心して健康で心豊かに暮らせる町

を目指して、町総合計画と地方創生総合戦略に基づいたさまざまな施策を計画的に、また、誠実に取り組んでまいり所存でございます。

本町を取り巻く状況でございますが、平成 17 年合併時、2 万 1,000 人余りあった人口は、一昨年の国勢調査では 1 万 7,510 人へと大きく減少し、少子・高齢化も進み 65 歳以上人口が 38 パーセントを超え、本町の人口ビジョンにおいても平成 52 年の人口目標を 1 万 1,500 人としなければならない厳しい状況でございます。

また、財政面では、普通交付税について、合併特例措置が終盤を迎え、段階的縮減により理論上、平成 29 年度は 30 パーセントの減額となり、国の地方財政対策では、総額で 3,705 億円、2.2 パーセントの減額となっております。

税収の面では、人口の減少や 21 年大水害の影響もあり、町税の増収は、見込み難い状況であります。

また、公共施設等社会インフラの老朽化が進み、人口の減少もあいまって、国の方針としても、総合的管理計画等による公共施設等の最適化の推進が重要な課題となってきております。

このように、本町を取り巻く状況は、厳しいものでございますが、引き続き、健全な行財政運営に取り組み、第 2 次総合計画に基づいた、将来へつながる持続可能で安定した町政運営を進めてまいり所存でございます。

それでは、平成 29 年度の町政運営についての基本方針を大きく 3 つの柱にわけて申し上げます。

第 1 に、「安全で安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

先に申し述べましたとおり、人口の急激な減少は、町の抱える最大の課題であります。国においても地方創生が大きく叫ばれ人口減少に対処するため、多くの自治体がいろいろと取り組んでいるところでございますが、本町においても、そうした、できる限り若い世代の移住定住に取り組み、人口減少の緩和を図るとともに、同時に今、町に住む人にとって、住みよい町が最も魅力的な、また、町民の幸せにつながる町と考え、安全安心なまちづくりを進めていきたいと考えております。

消防・防災面では、播磨科学公園都市消防新都市分署の西はりま消防への統合に向けた整備の推進や、自治消防の消防車両の計画的更新、女性防災リーダーの育成など、より充実した消防・防災体制の強化を図ってまいります。

また、医療面においては、町内の医療体制の維持を図るために、医師会への支援を強化するとともに、将来の不足が懸念される医療スタッフ等の養成、確保のために、近隣 3 県境協議会で取り組んでおります介護・医療の専門学校の開設に向けて鋭意協力し取り組んでまいりたいと考えております。

また、福祉の面からは、佐用町地域福祉計画を策定をし、より一層の地域福祉の推進を目指すとともに、子供から高齢者まで町民みんなの健康づくりに取り組んでまいります。

高齢者福祉の面からは、介護予防・生活支援制度の見直しや新たなソフト事業の実施、養護老人ホーム朝霧園の施設及び運営改善に向けての検討など福祉サービスの改善と充実に努めてまいります。

定住促進の面からは、空き家バンクの充実とともに、若者の定住応援のための新たな制度の創設をはじめ、公共交通手段としての車両の更新や幹線町道の整備など、安心して暮らせる、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

第 2 に、「将来を担う子供達を育てる教育と子育て環境」について申し上げます。

子育てと教育は、行政の最も重要な課題であると考え、本町では、子供たちの教育の振興及び安全を守るため、保育園・学校の規模適正化とともに校舎や体育施設、園舎等の整備を着実に進めてまいりました。

また、子育て支援といたしましても、第2子からの保育料無償化や小中学生の副教材費の支援、子供たちの予防接種の補助や医療費の無料化など町独自のさまざまな取り組みを実施しているところでございます。

平成29年度は、小中学校の新たな情報教育の環境を整え、時代に対応した教育に取り組んでまいります。

また、病児・病後児保育を佐用共立病院に委託をし、開設をするとともに、町内全域での学童保育を実施し、子供の健全な育成と子育て支援を推進してまいります。

図書館事業においても、読書を推進する計画を策定し、子供たちの読書の推進を図ってまいります。

今後も、継続事業はもとより、ハード・ソフト両面から新たな教育環境の整備及び子育て支援事業に取り組み、将来を担う子供たちが、ますます健全に育ち、より一層安心して子育てができるまちづくりを進め、出生率の増加を図るとともに、まちの将来を担う子供を育てるため、教育委員会と連携・協力し、教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

第3に、「産業と観光の振興」について申し上げます。

過去において、本町の経済をささえてまいりました農業・林業・商業は、時代の変革の中で、ますます厳しい状況にあります。現在においても農地・山林は町の大きな資源であり、農地・山林を生かした農林業の再生は地方創生の柱でもあります。

そうした中、旧三土中学校跡地を活用した農業プラントでの新たな次世代農業への挑戦、産地パワーアップ事業での高付加価値化・産地一体化に向けた取り組みなど、より積極的に産業として成り立つ農林業経営に向けた取り組みを検討・推進してまいります。

また、商業面では、新規起業・創業支援事業を利用した、新規創業者も徐々にではありますが誕生しており、今後も商工会と良好な協力体制のもと、事業者の支援施策を進めてまいります。

観光面では、安定的に大きな集客を得ております。ひまわり畑はもとより、本町が有するさまざまな魅力ある資源のブランディングを図ることが重要であり、利神城跡の国指定によるPRなど魅力的な歴史や資源を有効に活用し、地域経済の活性化を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、第2次総合計画の基本計画の体系に沿って、平成29年度の主な施策を申し上げます。

それでは、第1節に掲げております「佐用の産業と観光・交流を創造する」についてを申し上げます。

まず、農林業でございますが、本町の農林業は、高齢化と担い手となる若者の減少が進み、遊休農地や放置された人工林が増加し、非常に厳しい状況でございますが、環境と防災面とともに産業としての重要な役割と可能性を持った産業でもございます。

農業では、新規事業として国庫事業であります産地パワーアップ事業により、農業の効率化・高付加価値化に、一体的かつ計画的に取り組む産地の施設整備や機械導入の支援を行ってまいります。昨年度から取り組んでおります地域特産品の高付加価値化及び販売促進事業では、さらに深化型を目指し、農畜産物や加工品の商品開発や販路開拓を支援し、販売力の向上及び地域商社組織の育成を図ってまいります。次世代に向けた農業経営を目指し、旧三土中学校跡地を有効活用した、町と民間企業のLLPによって運営をする、農業プラント「佐用まなび舎農園」においての、新たな農業生産とその加工の取り組みを支援を行います。もちろん、既存の事業も継続して実施し、生産条件不利地の機能確保、担い手の経営安定化、農地の集積・集約化、新規就農者支援など多面的な農業振興に取り組んでまいります。

林業においても、引き続き、林内路網整備事業による林道・作業道の整備、町単独造林事業及び森林保全間伐促進事業による森林の健全な育成を進めてまいります。木材ステーションの運営支援も継続し、より利用しやすく便利な木材ステーションの検討を行ってまいります。

商工業の振興では、中小企業者の資金融資の利子補給制度及び新規起業・創業支援事業を引き続き実施をし、経営支援と新規創業の推進を図ってまいります。また、商工会との良好な協力体制を維持し、事業者サイドに立った施策の検討を進めてまいりたいと考えております。

観光面では、昨年、初めて開催をいたしました、サイクリングイベント「因幡街道・千種川ロングライド in 佐用」を引き続き来年度も開催をするとともに、定住自立圏域の観光ガイドマップを作成し、新たな観光客の掘り起こしに取り組んでまいります。また、主要施設や観光ポイントでの Wi-Fi 環境の整備及びホームページのスマートフォンに対応を進めることで、インターネットによる幅広い宣伝普及効果の促進を図ってまいります。

次に第2節に掲げております「佐用ならではの「資産」に磨きをかける」についてを申し上げます。

美化事業の観点から、不法投棄集中箇所の対処及び鳥取道佐用平福インターチェンジ乗り入れ口の不法投棄防止に取り組んでまいります。また、佐用クリーンセンター旧焼却棟の処分には、数億円の経費が見込まれており、安全な処分について検討を進め、撤去と残地の有効活用に向けての準備を行ってまいります。

再生可能エネルギーの有効活用といたしましては、秀谷残土処分地に、発電能力 10 メガワット規模の太陽光発電の建設を LLP によって取り組み、長期的な独自財源の確保を図ってまいります。

歴史的環境面では、平成 28 年度から順延いたしました三日月藩陣屋表門の移設工事を実施するなど、魅力ある歴史資源を生かした地域の活性化を図ってまいります。

次に、第3節の「佐用を担う人を育て自己実現を支える」についてを申し上げます。

まちの将来を担う子供たちを育てる教育環境を充実させるため、小中学校の ICT 教育環境整備を行います。これは、時代のニーズに対応した新しい情報教育を取り入れるため、全ての学校で一斉に実施をし、通常の授業においても利用できる ICT 環境を整えることで、理解力の向上と学力の向上に努めてまいります。また、給食費の2分の1軽減に加え、給食の質向上事業を引き続き実施し、子供たちが地元の食材のすばらしさを知り、ふるさとを思う気持ちの醸成を図ってまいります。小中学校の副教材費助成事業についても継続し、学力の向上と家庭教育費の軽減を支援いたします。

精神的な面では、子供たちの発達や不登校などの課題や悩みに応じるため、スクールソーシャルワーカーを増員し、学校や家庭、関係機関などの連携を強化し、支援体制の向上を図ってまいります。

図書館では、佐用町子ども読書活動推進計画を、子供の自主的な日常の読書活動の普及を目的に策定をし、さらに、電子図書館制度を導入し、自宅に居ながらインターネットを利用し本が読める環境づくりを進めてまいります。

スポーツの分野では、佐用町スポーツ振興計画の策定に着手をし、スポーツの普及・振興に取り組んでまいります。また、町民プール「あめんぼ」の大規模改修を実施し、長寿命化を図るとともに、利用促進を目指し、開設 25 周年記念事業の開催を予定しております。

次に、第4節に掲げております「佐用の健康と福祉を創造する」についてを申し上げます。

29 年度には、佐用町地域福祉計画を策定し、さまざまな福祉施策の包括的な柱として、

今後の福祉の充実を図ってまいります。

高齢者福祉の面では、福祉資格取得者助成事業を創設し、高齢者の安心な暮らしと、良き人材の確保及び定着化を進めてまいります。また、高齢者がいきいきと生活できることを目的に、介護保険事業として新たに「まごころサービス事業」を社会福祉協議会に委託をし実施をいたします。

また、老朽化が進んでおります養護老人ホーム朝霧園の全面的な改築の早期実施及び運営内容の改善に向けて、具体的な調査・検討を行います。

救急医療体制の面では、在宅当番医制運営委託料、郡病院群輪番制運営事業補助金を増額し、町内の各総合病院において救急診療等に常時対応いただける体制を維持し、安心な医療体制の確保に努めてまいります。

健康づくりでは、不育症治療支援を新たに実施し、治療の推進及び家族の費用負担の軽減を図ってまいります。高齢者及び子供の任意予防接種費用の町補助制度、中学生までの医療費無料化等は、継続して実施をし、町民の健康づくりと子育て支援を推進してまいります。さらに、病児保育業務委託制度を新設をし、佐用町共立病院内に病児・病後児保育を開設をいたします。また、南光・三日月地域での学童保育を開設することで、町内全域での学童保育を実施をすることとなります。

また、三日月保育園の大規模改修を実施をし、よりよい保育環境の整備を行ってまいります。

子育て支援センターでは、ママプラザ・ファミリーサポート事業を見直すことにより、利用者需要に対応した、それぞれの事業を展開を図ってまいります。

次に、第5節「佐用に住みたい環境を創造する」について申し上げます。

道路事業では、姫新線播磨徳久駅構内架道橋新設工事を本格実施をし、JR姫新線で分断をされておりました地域間の幹線町道の整備として32年度に当事業が完成することで、交通の利便性及び地域の安全性の向上を図ります。

公共交通の分野では、コミュニティバス車両1台の更新とテクノ線、船越線の乗車料金の引き下げを行い、利便性の向上を図り、加えて、高齢者の日常の生活支援のため、さよさよサービス車両2台を更新をいたします。

防災の面では、住宅耐震化の推進を図るため、住宅の耐震改修の支援を引き続き実施をいたします。また、女性防災リーダー研修会を開催をし、避難所での女性リーダーの育成を行ってまいります。

常備消防では、播磨科学公園都市の消防新都市分署の指令システムの整備事業を実施をし、平成30年からの西はりま消防組合での運営開始に備えます。この取り組みにより、三日月地域を中心とした、本町の消防・救急体制が、さらに充実することとなります。

非常備消防の面では、消防団小型ポンプ積載車の計画的な更新を進め、29年度は、積載車4台を更新し、自治消防の能力向上を図ってまいります。

定住促進では、若者定住応援金制度を新設し、若者の住宅新築や住宅購入の支援を図るとともに、町内に定住する新卒者の就職奨励金制度を設けます。また、長年買い手のなかった町有地の宅地を、定住対策の一環として若者を対象に価格を大幅に見直し、販売の促進をしてまいります。

公営住宅事業では、下徳久住宅の外壁修繕を実施し、町営住宅の計画的な長寿命化を図ってまいります。

平成22年度から開設をしている消費生活センターは、引き続き設置し、消費生活相談員による相談体制の維持及び出前講座などの啓発活動により、悪徳商法などの被害防止に努めてまいります。

次に、第6節に掲げております「地域活動を支え協働を確立する」について申し上げます。

す。

佐用町まちづくり基本条例に基づき、自治会など自治組織活動の強化に、引き続き努めるとともに、各地域づくり協議会を中心とし、魅力ある地域の形成や課題解決に、自主的・積極的に町民が参加できるコミュニティの育成に努めてまいります。

次に、第7節、「こころの共生社会を実現する」について申し上げます。

平成29年度は、佐用町男女共同参画推進計画の初年度であり、性別にとらわれず、一人一人を認め合う環境づくりに取り組んでまいります。

「人権まちづくりフェスタ」、「人権啓発ポスター展」など継続して開催し、人権意識の向上を図り、真に人権が尊重される社会を目指してまいります。

次に、第8節「身の丈にあった行財政運営に取り組む」についてであります。まず、職員数については、定員適正化計画に基づき引き続き定数適正化を進めるとともに、第3次行財政改革大綱に沿った取り組みを継続して、行政需要に見合った職員の配置に努めてまいります。

財政面においては、29年度当初予算の繰上償還額を前年度予算に1億円上乗せをし、合併による交付税等の特例措置が終了する、平成33年度以降の財政負担の軽減に取り組めます。

また、収入の面では、納税の利便性の向上を図るために、町税4税のクレジット収納制度を開始をいたします。

最後に、第9節「広域連携を強化する」についてを申し上げます。

現在、本町は、播磨圏域連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏定住自立圏、三県境地域創生会議の3圏域の広域連携に参加をし、関係自治体と協力をし、広域行政に取り組んでおります。29年度も引き続き、この3広域圏の連携を中心に、さまざまな分野においてより有効な連携事業に取り組んでまいりたいと考えております。

この結果、平成29年度当初予算は、一般会計127億7,995万5,000円。15の特別会計、企業会計合計で85億1,657万円ということで、全16会計合計が212億9,652万5,000円となっております。

以上、平成29年度の町政運営に向けての私の基本的な考え方と、当初予算の主な施策を申し上げます。

合併による財政的特例措置もいよいよ終盤を迎え、より一層厳しい行財政運営が予想される中で、町民の皆様の安心な暮らしを守り、絆を深め、すばらしいひと・まち・自然を未来へつないでいくために、職員一丸となって誠心誠意、町政運営に取り組んでまいり所存でございます。

議員各位及び町民の皆様方に、心からのご支援とご協力をお願いを申し上げます。29年度に向けた私の施政方針とさせていただきます。

終わります。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 以上で施政方針の説明は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のこととしますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第5．議案第1号 町有財産の無償貸付けについて（旧長谷保育園跡地）

議長（岡本安夫君） それでは、日程第5、議案第1号、町有財産の無償貸付けについて（旧長谷保育園跡地）についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいたしました議案1号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

学校等跡地施設利活用事業により、旧長谷保育園におきましては、芦屋市の一般社団法人共生会への無償貸付について平成28年9月議会において議決をいただいたところでございますが、このたび、法人の主たる事業である保育事業の拡大による人員不足等により、契約を解除したい旨の申し出がありましたので、この契約を解除し、共生会の協力業者として障害者就労支援事業を担当することとなっております、小野市の一般社団法人小野の駅と事業内容の大筋はそのまま引き継ぐことを条件として利活用に向けた協議を行ってまいりました。

一般社団法人小野の駅は、障害者就労支援A型事業所としてミツマタの集出荷作業を就労支援事業の柱とし、放課後等デイサービス事業、地域交流・体験イベントの企画など福祉活動の拠点の場として利活用される計画となっており、開設は平成29年5月ごろを予定されております。

旧長谷保育園園舎跡地は鉄骨造平屋建てで、延べ面積364.21平方メートル、附属倉庫としてコンクリートブロック造平屋建ての15.34平方メートルとなっており、土地は2,170平方メートル、所在地は佐用町口長谷506番地1でございます。

一般社団法人小野の駅に、旧長谷保育園に係る土地及び建物をひとまず5年間無償で貸付けをいたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、説明がありましたけれど、小野の駅ができることによって、佐用町の雇用の、いわゆる何人かは雇用していただくことができるのかということと、この小野の駅ができることによって、佐用町並びに、その長谷でしたか、その集落のどういいうよい結果いいうのか、影響が出てくるのか、そこらへんについてお示してください。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この小野の駅の事業、これは、もとの共生会での事業も基本的に同じ目的で利用される予定でしたけれども、障害者の就労支援事業であります。

そういうことが柱でありまして、当然、町内のそうした障害を持っておられる方々の就労の場となります。

また、それを支援する支援者、職員ですね、そういう職員も当然、必要になってくると思います。

この事業内容につきましては、地元、長谷地域の皆さんにも、改めて、担当のほうで説明をさせていただいて、ずっと使われなまま空き家になっております園舎、こういうところを早く活用していただきたいということで、地域の皆さん方も、そういう面での期待はされております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） それと、いわゆる、そこで生活されたり、いろいろされますので、地元の食材とか、そういう食材だけじゃなくって、いろいろな面について、地元の業者さんからの使ってくださいというようなことは、ちゃんと連絡はとってあるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それは、ここは、就労支援で事業所ですから、そこでずっと生活をされるわけではありません。

当然、事業の中において、就労者なり、ここに通う方、支援を受ける方の給食とか、そういうことをされる場合は、当然、地域の皆さんとも協力をいただいて、一体的な運営を行っていただけるものというふうに考えております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 町有財産について、貸付期間中、町に対しては、その借り受けた方から報告義務というたらあれですけど、どのような活用をしているとか、そういったことについては、指定管理の場合は報告書つくるということで、きちんと決まりがあるのですけれど、無償貸付の場合は、その間の報告については、町当局との間の関係について、ちょっと、ここだけではないのですけれど、基本的なところで、改めてお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） その点は、特に町の規定としては定めておりません。
ただ、当然、町内のそうした施設のそういう事業であります。町としても、できる限り、そうした施設との情報交換、連携は密にして、その状況を把握していきたいというふうに思います。

議長（岡本安夫君） よろしい。
はい、ほかにありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） 以前ちょっと、委員会や全員協議会等でも説明はあったと思うのですが、その時、前の共生会がやめるときという話と、今日ちょっと伺ったのが、ちょっと違うのじゃないかなと思うのです。

なぜ、そんなこと言うのかというと、共生会がするのに当たって、議会で議決したのです。これ、やっぱり重要なことだと思うのです。それが、そう簡単にひっくり返っていいのか。

ただ、共生会が、今話になると、何か、仕事のほうが別の、ちょっと説明しにくいですが、けれども、自分の事業のほうで忙しくなったからできません的な発言だったので、説明だったのじゃないかと思うのですが、共生会として、実際、どれぐらいの思いがあって、佐用町に申し込んで議会の議決したのか、そんなに簡単に、ちょっと、こっちが忙しくなったからできませんとやめると言われたのでは、ちょっと議会としては了承できないかと。今日の説明の話を聞いた時、思いました。

どういう思いで佐用町の議会で議決を求めてまでやろうとしたのか、ちょっと、こっちが忙しくなったからやめるとは、通らん話じゃないかと思うのです。佐用町の議会をばかにするなって、ちょっと今、腹の中で思いました。そこらへん、きちっと、もういっぺん説明をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 議会で承認をいただいて、財産は無償貸付をする規定であります。こうして、規模適正化で保育園、また、学校の校舎、それぞれたくさんの跡地について、活用するのに当たって、なかなか、その事業者というのは、たくさん申し出があるわけでもありません。

かなりの長期化にわたって、活用ができないままでありましたが、その共生会が、そうした障害者の就労支援施設として、新しい事業を展開をしたいという申し出を受けて、皆さんに、そうした事業内容を地域にも説明をして、議会に説明をさせていただいて、議決をいただいたところであります。

それは、その時点で、こうした申し出があるということは、当然、わかりませんし、そうした事業が、展開をされるだろうということを期待をして、共生会に対応させていただ

いたところであります。

ただ、これは、共生会さん側の、事業者側の事情、このことは、議会にもこういう申し出があるということは、説明をさせていただいたところであります。

やはり状況としては、今、保育園、待機児童の解消等、都市部において、共生会のもとの本体の事業というのは、保育園をたくさん運営をされております。そうした事業へ対応しなきゃいけないということの中で、新しい障害者の就労支援施設、この事業が展開するのは、非常に厳しくなったということで、この事業についての契約解約ということであります。

ただ、その事業そのものについては、もともと共生会さんも新しい、こうした障害者の就労というところの分野での事業を行うということで、その協力業者として、事業者として、今回の小野の駅と、共生会さんとしての内部的な協力事業者として、これまでずっと、この開設に当たって相談をされてきたと、協力を得ていたという経過があります。

ですから、その共生会としては、その事業としては、一旦解約をしたいという申し出と同時に、この小野の駅が、同じ当初予定をしていた内容の事業、それに加えて小野の駅は、ミツマタを、この町内にこれだけ、今、たくさん繁茂しているミツマタを活用した事業を展開をしていきたいということで、この施設を活用していきたいという申し出を受けた中で、今回の提案をさせていただいたところです。

この点については、経過等皆さん方に、町としての考え方も説明をさせていただいたというふうに思っております。ご理解を賜りたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） あのね、町長ね、私、小野の駅さんが、どうのこうのと言っているのじゃないのです。

ただね、私が言っているのは、共生会さんが申し込んだ時に、それなりの思いと計画、こういうふうにするのだというのは、あったのだろうと、そういう中で申し込んだんじゃないのですかと。

ところが、自分の幼稚園のほうで忙しくなったから、はい、やめて、同じ事業をやる。一緒にやろうといておった小野の駅さんに譲りますみたいな感じだったら、もうちょっと、佐用町に申し込むという以上、それなりの目先、目鼻立ち、こういう思いですのだと、こういう事業展開考えておるんやいう中でじゃないと、いとも簡単に自分の保育園のほうで忙しくなったみたいな話でやめますでは、ちょっと違うんじゃないかと言っているのです。

小野の駅さんがミツマタをやる。それは、いいのです。そういうことを、私は、言うつもりはないのです。ただ、あんまりにも簡単に、はい、やめまして、はい、どうぞでは、私は、ちょっと違うのじゃないかということをおっしゃっていただいているのです。

もうちょっと、真面目に、真剣に共生会さんも、佐用町に申し込むというのだったら、きちっと申し込んで、こういう展開でやるのですよと、実際問題、江川のBERTさんもそうでした。あれだけ、いいのですよ。いいのですよと。これすごい会社なのですよって、すごい人なのですよって、散々言うた挙句に、ちゃんじゃないですか。

こういうことは、やっぱりきちっと、ないようにしてもらわないと、議会の議決事項を、どう思っているのかなというふうに思ってしまうので、ちょっとおっしゃっていただきました。

もう1回言いますよ。僕、小野の駅さんを、どうのこうの言うつもりはないのですよ。

だから、そこらへん、真剣に、ちょっとやってもらいたいと思います。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 議員さんがおっしゃることは、十分、私もわかります。

ただ、私に責められても、共生会が、こうした事業をやりたいという当初の申し出、計画については、それはやはり、内容的にこの施設を活用のに当たっては、有効な活用ではないかという判断は、当然、その申し出の中では、させていただいているわけです。

その後、共生会さんの内部事情によってという申し出、これは、私どもでは、契約上の中で、解約が申し込まれた時に、今、おっしゃるような、当然、当初から、その契約を履行してくださいということは、申し上げたとしても、向こうができないというふうに申し出がある中で、じゃあ、どう対処するかということになれば、この次に活用を考えていかなければならないということで、当然、できる限り、こういうことがないように、当初の申し出等、その審査等においても、それは、十分注意をしていかなければならないということ、このことは、十分、私たち、職員も理解をして、私も反省をさせていただきたいというふうに思います。はい。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） その新しい小野の駅がやる事業内容についてお伺いしたい。関連しますけれども、共生会のほうでは、長谷の畑なんかを利用して野菜つくって、その野菜の出荷なり、弁当なりの材料にするというようなこともありましたけれども、実際、この園舎と園庭については、小野の駅は、どういう活用をされるのでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 基本的なところは、大筋においては、共生会が最初に提示された、この障害者の就労A型事業所ということが、まず基本にあります。

その事業の内容については、当初になかったミツマタの集出荷事業、これを1つ柱としてやりたい。それから、放課後等のデイサービス事業。それから、地域の交流体験イベント、こういうことを企画して実施したいということですが、具体的に、いろんな事業を、これから障害者の就労支援A型という形で、そこに集まってくるかといいますか、この事業所に来られる、この障害者の方が何人ぐらい実際に集まってくるのかというような点については、まだ、未確定な部分が多いと思うのですね。

ですから、そういう点については、当然、この事業所として、小野の駅が運営をされる中で、いろいろな事業は考えておられると思いますけれども、こちらで、今の段階で、これとこれとこれをというだけの確定的なことを申し上げることは、私は、小野の駅のほうからも聞いておりません。

当初の共生会の計画においても、基本的には、こういうこともやりたいという状況の中

で、事業のまず展開を始められるということを考えていたわけでありまして、その事業内容については、いろいろなものを当然考えながら取り組まれるのではないかなと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 最初の町長の説明で、ミツマタ集出荷を主な主たる事業とするということですから、主たる事業については、長谷保育園の活用ですから、実際に事務所なり、地域の交流ということではなしに、主たる事業で活用されるべきだと思うのですけれども、その事業内容もはっきり把握した上で、ちゃんと前の共生会との、私は、やっぱり事業内容の検討が甘かったなど、町長反省すると言われましたけれども、そういう面からも、やっぱりこの小野の駅について、事業内容もきっちり、どういうふうに活用するのかということも押さえた上で、町としては取り組むべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 施設としては、この事業で、今回、無償貸付するだけで、全ての事業ができるわけではないと思います。

既に、小野の駅さんは、ミツマタのそうした最初に加工する場所、そういうのは、東栗倉のほうにも、既に土地を求められておりますし、また、町内にもほかに、最初の皮、ミツマタの皮をむく場所も求めたい。

この施設、長谷においては、最終的な、それを加工する場所にもしたいということでありまして、それから、そういうミツマタだけをできるわけではないので、ほかのそうした、あまり就労までできない人のような方の放課後等のデイサービス、こういう事業も、その場所で展開したいと、当然、事業を行うわけで就労して、賃金を払うわけですから、その障害者の就労者に対しまして賃金を払っていくための、できるだけ収益が上がる事業、こういうことには、かなり力を入れて、当然、やられる。その柱として、ミツマタの集出荷を1つの柱としたいということでありまして。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 我々が説明を聞いていたのは、共生会が利活用の無償貸付の相手先と、それで、小野の駅が最初、その共生会と一緒にプレゼンの段階から参加をされていたと、だから、要するに、今回は、そういう条件があって、例外的な取り扱いで無償貸付の相手先が変わると。

同じような条件なら、例えば、中安の小学校、あるいは江川の保育所等についても、そ

ういうことはあり得るのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 目的が、今回、だいたい同じ方向でということと、それから、もう1つは、町にとって、これからミツマタの資源を、これを有効に活用していきたい。だから、町の施策とも、これも合致をするわけです。

だから、私は、こうした施設、一応、公募という形で、公募という形でとるということは、なかなか特定した相手、有効な活用をしていただく人がみつからない。幅広く公募して、初めて、そういう施設を活用する事業者というのが、探さなければならないという中があります。

ですから、今、廣利議員がおっしゃるように、その質問ですけれども、例えば、中安の、今、小学校跡地は高齢者のサービス付き高齢者向け住宅ということでもあります。それが、その事業者ができない。解約というようなことが、申し出があった時には、これは解約という申し出には応えなければならないところがあります。無理と言いますか、絶対にこれを強制的に契約を維持してくれということは、これは、事業としても言えないと思うのですね。

だから、それを受けた時に、次に、そうした事業者、同じような事業に活用するという申し出が、ほかからあれば、それは新たに、その事業によって、その段階にもよりますけれども、もう工事もかかっておれば、その後の受けてできる、資金面から含めてもできる人をお願いをしていかなければなりませんし、全く新たな、そういう申し出がなければ、また、公募をするということもあると思いますし、やはりこれは、私は、町が、佐用町として、地域として、必要であり、地域にとってプラスになるかどうかということ、やっぱり基本に判断をしていくべきことではないかなというふうには思っております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 結局、例外的な取り扱いが、例えば、中安でも江川でもあり得るのかなと。

それで、ミツマタの話については、当初、そういう話は、実は、聞いていなかったわけですから、それで、そのプレゼンの過程で、小野の駅の方たちも参加されたという話を後で聞いたということになりますので、例外的な取り扱いが、要するに中安でも江川でも例外的な取り扱いという形に、要するになってしまうのかということをお聞きしているので、すけれども。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） その例外と言われるのは、いわゆる公募をしなくて決めることが例外ということになるのかという話ですか。

実際に、そうした事業者を求める場合、公募をして公平性という、行政の公平性というのは、当然、一方ではあるのですけれども、これは、町はあくまでも所有者です。ですから、町にとって、一番有利なところを選択するという権限は、やっぱりあると思うのですね。

ですから、その事業の、やっぱり内容によって、それは選択しているので、別にそれが、例外とか、そういうものではないと思うのですけれども。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） その今の町長の答弁、ちょっとおかしいんじゃないか。これ、おかしいよね。

町は、どこにでも貸す時に、やっぱり公平にせなあかん。確かに、町が貸すから、町に権限はあるのですよ。だけど、誰が見ても、ああそうだなという公平性が担保されないと、町にあるのですよと言うたって、まあ、まんまり突っ込まんとかかなと思うておったけど、本来であるならば、共生会がやめる時に、きちっと、こういう状況でやめますよと。これは議会の議決事項ではないというかもわからんけれども、やっぱり、それなりの説明があった中でやめますよと。本来、こういうつもりだったんやけど、できなんだんですよ。そうになったら、佐用町としては、長谷保育園をどこに貸すかということであって、どういう状況で貸すかということではないのですよ。どういう業者に貸すかということではないのですよ。佐用町として、どこに貸すか、そういうことだけだったはずなのですよ。

だけど、町長の説明だったら、同じ業者だから貸すという、そんなことではないのですよ。

それは、それでも僕、どこに貸すか、貸すところが決まったんなら、まだ、いいとしても、ただ、貸す上において、一般的に町民からみて平等が担保されていないと、町長が、私が町に貸す権限があるのだからと言ってしまえば、それは、じゃあ、どこに平等性が担保されておるのがわからないような発言だったと思うのですよ。

基本的には、平等に皆さんから求めた中で、私は、ここに選びましたというのならいいのですよ。

ところが実際問題、小野の駅が決まった時に、なぜ決まったかという平等性なんか、どこにも担保されていない。どこにも一般的に共生会がやめた後、募集も何もかけていないのだから。ただ、単純に同じ業者で同じようにやっておったからというだけであって、実際問題、どこにも平等性は見れないわけなのです。一般から見たら。

だけど、町長は、そこで言わんとかかな、黙っておこうかなと思っていたんだけど、町長のほうに、町のほうに貸す権限があるみたいなことを言ってしまったら、それはちょっと、考え方として、私は、間違っていると思うのですけれども、どないですか。ちょっと、答えてください。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 町内で、そうした希望なり、今まででもあれば、また、新たに、そうした皆さんにも声をかけるということはありません。当然、しなければならないと思います。

ただ、長谷保育園、それぞれの施設ありますけれども、まだ、全然、応募もないところもあります。そういう中で、これを活用するのに当たって、当然そこに、地域の皆さんへの説明、理解、それから、こうして議会の説明をし、議会の皆さんからの承認をいただく。私は、これが1つの町として、そうした施設を活用して、提供していく、契約をする上で、これが手続きを踏んだ上で行っていくということが、町としての、当然、とるべき、町が単独で決めてしまうのではなくて、私が決めるのではなくて、最終的には、こうした説明の中で決めていただくということで担保されるのではないかなと思っています。

ですから、状況によります。本当にたくさんの方が使いたいというような申し出があったり、欲しいという申し出があるような状況であれば、もっともっといろいろと、その手続きを、そういうことを行っていきたくと思いますけれども、なかなか今の状況、全体を見ていただいたらわかりますように、これを、こういう施設を活用していくこと自体が非常に難しい。その中で、こうしたことをやりたいという申し出があり、また、その内容が町の事業、考えている資源を活用していくというようなことにも合致していくということであれば、そういう状況を説明させていただいて、皆さん、議会としてのご承認を賜りたいということをお願いしているわけでありまして。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） もう言わんとこかなと思うんやけども、議会に承認するから云々いうのは、これは当たり前の話なのだけれども、要は、今、町長言われるには、応募があるかないかわからんという、じゃあ、応募をかけて小野の駅さんが来て、小野の駅さんに決まりましたよ。ほかがなかった。ほか例えば、10件あったんだけど、その中で小野の駅さんに決めましたよ言われた、ああ、僕らそうですかと言うのだけど、何もなしに小野の駅さんに決めましたと言うから、じゃあ、その決める権限は、私らにあるのです言われるから、それは違うだろうと。やっぱり公平性を担保しようと思ったら、きちっと応募をかけて、その中から、もういっぺん小野の駅さんが来て、多分、小野の駅さん来るだろうという話の中で、小野の駅さんに来てもらって、それで小野の駅さんにしましたよと言ったら、ああそうですかって、気持ちよく、今日もOKだったわけです。何もこんなこと言わんでよかったんだけど、ちょっと、手続き的にはっきり言わせまして、こういうやり方というのは、町民から見ても、ちょっといかがなものかと感じるところであると思います。

まあ、これ以上は言いません。別に小野の駅さんをとやかく言うつもりないし、小野の駅さんのことも、よくわかっているわけではないので、小野の駅さんには、今後来て、頑張ってもらいたいという思いはありますけれども、手続き的には、ちょっと、こういうやり方というのは、私としては、どうかなという思いがあります。

ただ、小野の駅さんには頑張ってもらいたいと思いますので、これでやめますけど。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第1号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、多数です。よって議案第1号、町有財産の無償貸付けについて（旧長谷保育園跡地）は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を10時55分とします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

議長（岡本安夫君） それでは休憩を解き、会議を再開します。

日程第6．議案第2号 佐用町男女共同参画推進計画の策定について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第6、議案第2号、佐用町男女共同参画推進計画の策定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第2号、佐用町男女共同参画推進計画の策定につきまして、提案のご説明を申し上げます。
本計画は、計画期間を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とし、性別にかかわらず、一人一人の個性と能力を十分に発揮できる社会を目指すため、男女共同参画社会基本法などの法律に基づき策定をするものでございます。
ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
ただ今議題としております議案第2号につきましては、3月14日の本会議で質疑、討論、採決を予定していますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

日程第7．議案第3号 工事請負契約の変更について（（仮称）南光地域保育園建設工事）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第7、議案第3号、工事請負契約の変更について（（仮称）南光地域保育園建設工事）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第3号、（仮称）南光地域保育園建設工事請負契約の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

12月議会で第1回目の変更契約の承認をいただきました、（仮称）南光地域保育園建設工事におきましては、ほぼ予定どおりの進捗状況でございます。

今回、工事出来高の精査を行い、一部追加工事や変更工事が必要となったため契約額を変更しようとするものでございます。

主な変更箇所は、駐車場の整地及び舗装面積の増加によるものでございます。

消費税込みの契約金額3億6,529万1,640円を298万800円増額し、3億6,827万2,440円に変更しようとするものでございます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、ご説明を申し上げ、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、町長説明の中で、駐車場の整地ということでございますけれど、この駐車場の整地については、初めから上がっておったのだらうと思うのですが、どれぐらいな面積で増えていったのかということ、前の計画しておったのと、今回の変更する面積ですね、そこらへんはどんなんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 当初の面積ですが、駐車場の面積といたしまして、3,700平米見込んでおりましたが、最終的に精査しまして、4,137平米となりまして、差し引き437平米の増加となっております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第3号、工事請負契約の変更について
（（仮称）南光地域保育園建設工事）は、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第4号 町道路線の認定について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第8、議案第4号、町道路線の認定についてを議題と
します。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第4号、町道路線の
認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。
町道路線の認定案件、今回、1路線を上程いたしております。
整理番号2万585番、路線名、大酒久保中線は、河川改修事業に伴い町道を認定しよう
とするものであります。
道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要となっておりますので、ご承認賜
りますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第4号につきましては、
産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑
をお願いします。
議案第4号について、質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
ただ今、議題としております議案第4号は、会議規則第37条の規定により、産業厚生
常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第4号、町道路線の認定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9．議案第5号 農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第9、議案第5号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第5号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この賦課金につきましては、毎会計年度、町が共済事業を行うのに必要とする事務費に充てる費用といたしまして、共済加入者に賦課するものであります。

その内訳は、賦課総額526万8,538円、賦課単価につきましては、前年と同率とさせていただきます。各共済事業の共済金額に対する割合で、水稻共済割を1,000分の2.7、麦・家畜・畑作物共済割を1,000分の5、園芸施設共済割1,000分の2の割合に設定しようとするものであります。

佐用町農業共済条例第5条第2項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第5号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第5号、農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価の決定については、原案のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 6 号 町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ村）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 10、議案第 6 号、町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ村）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 6 号、町有財産の無償貸付けにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

おねみ滝谷オートキャンプ村は、現在、青少年の健全育成活動を促進し、心身ともに健康な青少年の育成を図ることを目的とする、一般財団法人大阪市青少年活動協会に、無償貸付けを行っているところでございます。現在の契約期間は 1 年間で、本年の 3 月末で期限となります。

当キャンプ場の運営は、施設の規模が小さいため経営面からは厳しい状況で、なかなか経営の先が読み難い状況にあり、単年度ごとに事業計画を立て、お客様のニーズにあった小回りの利く臨機応変な事業実施をしたいとの大阪市青少年活動協会の意向により、平成 28 年度から単年度の契約としており、平成 29 年度も単年度契約で土地及び建物を無償で貸付けるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 本件は、1 年間という期間の貸付期間ということで、議会に 5 年間ではなくて毎年出てくるという形に、去年からなっているので、そういう点で、この 1 年間、おねみ滝谷オートキャンプ村として、どういう活動をされているのか。インターネットなどでのほかの地域の紹介の中の 1 つとして、佐用町は、「豊かな自然や農林業にふれ、地域の方々との交流を行っています。」というふうに紹介があります。具体的には、どのような活動をされているのか、ここで紹介していただだけませんか。お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） おねみキャンプ場、ご存じのように、非常に規模の小さなオートキャンプ場であります。

そういう中で、この大阪市青少年活動協会において、昨年度におきましては、休みの時、5月の連休、また、9月の連休、こういう時に団体グループでの利用をいただいて、計画してされております。

夏休み期間におきましては、学校の夏休み期間、随時、希望者に応じてということですが、後は、5月の連休、9月の連休、10月の連休、また、11月の連休、これが、だいたい1回か2回ぐらいの利用であります。

そういうことで、非常に利用者全体の人数も少ないということでもあります。

また、青少年の指導者の研修というのを15名ぐらいが昨年度11月3日から4日にかけて一泊二日で利用をされております。

また、施設は、この団体にそのままの状態に貸し付けを行って、場内の草刈り作業、また、夏休み前の安全の点検、また、冬季休園をしますので、その間の準備、こういうことに随時、それぞれの作業を行っていただいております。

こうした事業も経費面で大阪市の外郭団体みたいな形になるのですけれども、だんだんと、そうした市からの助成といいますか、財源が削減される中で、いつまで活用、こうして利用できるかわからないというような、見通しが、なかなか立たないということで、1年契約にさせてほしいという申し出があったわけです。

ですから、もう一度、来年29年は、同じ形で利用していくということですが、再来年度、その次については、どうなるかわからないというような状況であります。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） これ今、説明されたのですけれど、何日ぐらい使ったのと、何人ぐらいが利用されたのかというのが1つ。

それから、2つ目は、佐用町の青少年との交流は、今までやられたのかどうか。

それから、いつも言いますが、3つ目は、そこの使う食材なり、また、材料等については、地元のものを使っていたかどうかがどうか。その3つについてお伺いします。

町長（庵途典章君） 担当のほうで。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） 失礼いたします。

利用状況につきましては、平成28年度は166名でございます。団体での利用、それから指導者研修等、合計しまして、166名の方での利用となっております。

それから、平成29年度の利用計画なんかもいただいておりますけれども、利用計画につきましては、今、申しました団体、それから指導者研修等あわせて、約200名前後の利用の状況を、29年度も計画されております。

それから、食材等につきましては、当然、地元での買い出し等を行っていただきまして、

ご利用をいただいております。

議長（岡本安夫君） 地元との交流。

商工観光課長（森田善章君） 交流等につきましては、子供さん等の関係とか、そういうようなのもあるのですけれども、町内の子供さんも、夏休みいろいろと事業、イベント等ありまして、子ども会等との交流関係としては、今のところ計画されておられません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 子供たちとは交流していないということでございますけれど、奥海の集落とは何らかの、そういう交流とかいうのはあったのですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） 特段、奥海の自治会との交流があったというふうな把握はしてありません。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第6号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第6号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第6号、町有財産の無償貸付けについて（おねみ滝谷オートキャンプ村）は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第7号 佐用町課設置条例等の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第11、議案第7号、佐用町課設置条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第7号、佐用町課設置条例等の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成29年度の機構改革といたしまして、西はりま天文台公園の業務の移管についてご説明させていただきます。

西はりま天文台公園の主な業務は、宿泊施設を含めた公園の施設管理と自然学校の運営でございます。合併以前は、一部事務組合として運営をしておりましたが、合併後は町長部局の1つの課としての運営を行ってまいりました。

しかしながら、佐用町定員適正化計画に基づき進めてまいりました職員の削減や各課における業務の見直しを進める中、現在「課」として配置をしております「西はりま天文台公園」を教育委員会に移管をし、教育課内の1つの「室」としての位置づけに変更したいと考えているところでございます。

また、教育委員会に移管することによって、学校教育施設及び社会施設としての、さらなる利用の拡大を期待するものであります。

移管時期につきましては、平成29年4月1日からと考えております。

そのため、佐用町課設置条例第1条及び第2条中「西はりま天文台公園」を削除しあわせて、佐用町議会委員会条例別表第1の総務委員会から「西はりま天文台公園の所管に関する事項」を削除するものでございます。

また、職員定数条例第2条の町長部局の職員数を227人から219人へ、教育委員会の事務部局の職員数を25人から34人へ変更をいたします。

また、これまで給食センター職員につきましては、合併当初より教育委員会において所管をされておりますが、現在まで、町長部局に含まれておりましたので、今回、あわせて修正するものであります。

次に、本町では、地方自治法及び地方公務員法に基づき、佐用町公平委員会設置条例により公平委員会を設置しており、佐用町公平委員会規則によって、その事務局は、現在、総務課財政室に置いているところでございます。

ご存じのとおり、公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずることを職務とする行政委員会であります。

周辺の自治体の公平委員会事務局の状況は、複数の自治体で共同設置をしている場合や、行政委員会事務局、監査事務局、議会事務局等に設置をされております。

このような状況を鑑み、本町公平委員会のより公正な運営を継続していくために、その事務局を職員の人事案件等の所管課である総務課から完全に分離し、本町議会事務局に置くよう変更するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 教育委員会のほうに統合というのですか、移管するということがございますけれども、業務の中身については、別個のものであるのでしょうか、そのひとつつくことによって、定数が、ある程度、事務の職員の構成とか人事とか、それから給料の面においても、同じようなことがあるのであれば、定数の減というのはあったのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 先ほど、説明しましたように、今まで町長部局という形で、一応、条例上置いておりましたものを、教育委員会部局にしているだけで、その数が同じ数が、そこへ行っているだけです。定数の増減はございません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 行っただけということの答弁でございますけれども、やはり、そういう統合していくような場合においては、やっぱり 0.5 人でも、減らしていく方向で、また、その業務を持っていくとかいうような格好の中で、ある程度は考えていただきたいと思っております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第7号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第7号、佐用町課設置条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第8号 佐用町個人情報の保護に関する条例及び佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第12、議案第8号、佐用町個人情報の保護に関する条例及び佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基

づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第8号、個人情報の保護に関する条例及び佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、マイナンバー制度を実施するための法律であります「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」が改正されたことによる一部改正でございます。

内容といたしましては、国が規定している事務のほか地方公共団体が実施をしている事務についても、マイナンバー制度を利用して他の地方公共団体と情報の提供や取得など、情報連携を行うことができるようにするためのものがございます。

これによりまして、町が実施する窓口事務などの手続において、申請時に添付書類を省略できるなど、町民の利便性の向上が期待できるものとされております。

以上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、マイナンバーなのですけど、町民の何人の方が、今、取得されていますか。

議長（岡本安夫君） ん？

7番（岡本義次君） この中身が国のやつによって変わったということでございますけれど、町民がどれぐらい、どういのですか取得して、どういう…

〔石堂君「マイナンバー全員やんか。全員載っておる」と呼ぶ〕

7番（岡本義次君） いや、載っておるんやけど、そのとっておる分。個人が。カードを自分がとってしておるいうん。カードの。

議長（岡本安夫君） カードを何人持っておられるかということですか。

7番（岡本義次君） うん、そう、そう、そう。

議長（岡本安夫君） どこかいな。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 失礼いたします。

マイナンバーにつきましては、それぞれ全住民の方に通知が行っているところでございます。新しく生まれた子供さんについても、随時、発行いう形となっております。

今、言われます、個人番号カードにつきましては、それぞれ個人から申請いただきまして、1月末のところ、発行枚数は1,414枚ということで、その1月末の住基人口で申し上げますと、約7.8パーセントの交付状況でございます。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第8号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第8号、佐用町個人情報の保護に関する条例及び佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第22号 佐用町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定
について

日程第14. 議案第9号 佐用町行政手続条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第13に入ります。

日程第13と日程第14を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第13、議案第22号、佐用町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてと、日程第14、議案第9号、佐用町行政手続条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第9号、佐用町行政手続条例の一部を改正する条例、及び議案第22号、佐用町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

先に、議案第22号、佐用町行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の制定についてのご説明申し上げます。

平成29年7月より、子育てに関する行政サービスの内容をパソコン等から確認し、そのサービスをオンラインで申請して、結果等の通知をパソコンで受け取ることが可能となり、直接役場に出向くことなく行政手続きが行えるようになる「子育てワンストップサービス」が順次開始をされます。

また、予防接種や乳幼児健診等の案内を個人の状況に応じて適切な時期に受け取ることができるなど、町民の利便性の向上が期待されるもので、この制度に対応するための条例の新設でございます。

次に、議案第9号、行政手続条例の一部を改正する条例でございますが、本町における行政手続については、佐用町行政手続条例に則って、窓口にお越しただいて書類提出による申請、郵便を利用した書類の提出による申請を前提といたしております。先ほど説明をさせていただきましたオンラインによる電子申請に対応するため、本条例を改正するものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第22号と議案第9号につきましては、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。

まず、議案第22号について、質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで議案第22号に対する質疑を終結します。

続いて議案第9号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで議案第9号に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第22号と議案第9号は、会議規則第37条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号、佐用町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてと、議案第9号、佐用町行政手続条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 15. 議案第 10 号 佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 15、議案第 10 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 10 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

近年の少子高齢化の進展により、育児・介護と仕事の両立を支援することが我が国の重要な課題となっており、家族形態の変化や介護の状況に柔軟に対応できるよう、民間の労働制度の見直しが行われております。公務員におきましても、同様な措置が確保されることの重要性に鑑み、「地方公務員の育児休業等に関する法律」、「介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、昨年末に提案させていただき、承認をいただきました介護休暇の分割取得を可能にすることや、介護時間を新たに設けることに加えまして、法律上の親子関係に準ずる子を養育する場合も育児休業等の対象にすることや、育児休業の取得要件が緩和をされました。これに伴い、本町の条例も、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を拡大し、特別養子縁組の監護期間中の子や、4月1日から制度化される養子縁組里親に委託されている子等につきましても、育児休業の対象とするなど、法に準拠した改正をし、平成 29 年 4 月 1 日から、これを適用しようとするものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 4 月 1 日から承認ということでございますけれど、職員の中で、そういう対象者の方が、今、何人ぐらいいう数は、つかんでいらっしゃいますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 今回の対象につきましては、もともとは実子及び養子ということで、

きっちり明記してあるのですが、その中でも、今回のあくまで改正は、特別養子縁組、里親ということでございます。

これは特に養子縁組、特別養子縁組につきましては、戸籍上の関係でございますので、あくまで本人からの申請によって対応すべき、そういう続柄等と把握しておりますので、今後は、そういう手続きがありましたら、粛々と対応していきたいと思っております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 10 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 10 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 10 号、佐用町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 16. 議案第 26 号 佐用町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 16、議案第 26 号、佐用町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 26 号、佐用町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。
改正農業委員会法によりまして、農業委員の定数を現行の新制度では、農地等の利用の最適化の推進が必須業務となり、従来の農業委員のほかに、新たに農地利用最適化推進委員の設置が義務付けられたところでございます。
改正農業委員会法では、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の定数は、政令で定める基準に従い、条例で定めると規定をされております。
政令で定める基準につきましては、農業委員の定数は、その区域内の農地面積が 1,300 ヘクタール以下の農業委員会では推進委員を委嘱する場合は 14 名以下とされております。
また、農地利用最適化推進委員の定数につきましては、農業委員会の区域内の農地面積 100 ヘクタールに 1 人を目安とされており、2015 年農林業センサスにおける本町の経営耕地面積は 1,043 ヘクタールでありますので 11 名が上限となります。
以上によりまして、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の定数につきましては、農業委員を 13 名、農地利用最適化推進委員を 11 名といたします。

なお、この条例の施行につきましては、現在の農業委員の任期が満了となり、新たに農業委員を選任することになります平成30年3月1日となります。

以上、ご承認をいただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 事務局は、今、兼務というふうになっていると思うのですが、それは、この委員数の定数変わることによって、特に何の変化もないわけですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） お答えします。

今回の条例の提案につきましては、農業委員と農地利用最適化推進委員の定数のみでございまして、事務局体制については、何ら従来どおりで変わりはありません。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 農業委員さんあるいは、今度の農地利用最適化推進委員と、専門性と独立性という意味から、やっぱりバックアップ体制という意味で、要するに兼務という形ではなくて、近隣でも、そういう形で事務局を置いて専任というふうな形もあるというふうに聞いております。そういう形が必要ではないかなと思うのですが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これまでも、当然これは、課を設置したり、室を設置するほどの業務ではないと思います。

当然、関係課であります農林振興課に主管を置いて、職員がその事務に当たっているということでございます。

議長（岡本安夫君） ええんかな。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） すみません。前は。

26号の分で、それと、委員が今度13人に減って、農地利用最適化推進委員が11人ということで、この2人が13人と11人というのは、どういった格好でなったのか、そこらへん、私、まだ、ちょっとのみ込めないんですけど、そこらへんは、どんなんでしょう。

町長（庵途典章君） 先ほどの提案説明におきまして、これは国の政令によって、佐用町が持っている面積によって上限が決められております。だいたい、それに沿った形での定数を決めております。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） ようわかるような、わかるような、利用最適化推進委員が11名、人数はいいのですけれども、何か、今一、内容が実はようわかっていないということあるんやね。どういうふうにするのかいうの、そこらへんを、もういっぺん、ちょっとこう説明願いたいなと思います。

それで、極端なところ、前面積要綱ありましたよね。40だったか忘れたけど、ああいう部分なかも、こういう形の中で取り組んでいくのかなと思ったりもするのですけれども、どうなのかなと思ひまして。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） こうして、農業委員会法が、今度、改正になって、そうした農業委員さんのほかに、農地利用適正化推進委員というものを設置するという、この制度につきまして、以前にも、こうした冊子で、農業委員、そして、その農地制度が変わりますということでのまとめたものをお配りをさせていただいていると思います。

ぜひ、それもよく見ていただいて、初めてのこうした制度になります。実際に任務、職務については、こういった法律に基づいた中で、皆さんで、いろいろと協議していただき、佐用町の実態に合った運営を、制度の運営をしていただきたいというふうに思っております。

議長（岡本安夫君） よろしい。

9番（山本幹雄君） わかった。

〔小林君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、小林議員。

3番（小林裕和君） 農業委員会制度変わって、スタートするわけですが、町については、今、暫定的な任期がありますので、平成30年まで、今の任期があつて、それから分かるのですが、従前から認定農業者に女性の農業委員とか、そういうことが従前からずっと言われて、本町では、女性の農業委員も、なかなか難しい状況もあるのですが、今度、町長のほうから、選挙じゃなしに任命されるわけですから、そのへんの農業委員なり、農地利用最適化推進委員、そういう割り振りといったらおかしいですが、どのような状況、見込みを考えられておられますでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 農業委員については、町長からの任命によるという形になっております。

その中では、やはり農業について、その担い手、認定農業者、こういう方から選任をするように、そういうある程度規定もあるわけです。

ですから、町内、以前から農業委員さん、女性の農業委員を増やしてください。任命してください。そういうことを、県下の中でも、そういう要請もありましたが、なかなか、女性の方で、そうした認定農業者に登録されたり、また、担い手として、実際にやられる方というのは、少ないわけですね。だから、そういう面で、できるだけ、そういう方がいらっしゃれば、そうした女性の委員さんを任命していきたいというふうに考えておりますが、それがなければ、致し方ないというところではないかと思えます。

また、農地利用最適化推進委員の定数につきましては、これは各地区ごとに、これを選任をしていこうということでもあります。農業委員さんについても、当然、そうした、だいたい地区ごとにバランスをとって、選任をしていきたいと考えておりますけれども、そういう中で、地域からの、皆さんからの推薦ということも、やはり当然、推進委員の中には必要でありますので、できる限り、そういう適任者、女性の方がいらっしゃればしてくださいということは、お願いをしていかなきゃいけないと思うのですが、こちらから一方的に任命をするというわけにもいかないという点で、ご理解をいただきたいと思えます。

当然、この冊子、説明の中、農業委員会法の、この新たな農業委員会法についての冊子においても、女性や青年の登用、促進をということが規定されます。女性だけではなくて、そうした若い人、青年農業者、そういう人をできる限り登用するということが求められておりますので、そうした取り組みをしていきたいと思えます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 26 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 26 号、佐用町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 11 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 17、議案第 11 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 11 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、1 点目は、農業委員等の報酬の改定でございます。改正農業委員会法に基づきまして、農業委員の定数を 13 名、農地利用最適化推進委員を 11 名といたしましたが、新制度では、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務となるなど、農業委員会の業務が拡大をされました。その反面、農業委員の定数が現行の 20 名から 7 名削減されることになり、その業務量が増大することとなります。つきましては、新たに設置する農地利用最適化推進委員の報酬を定めるとともに農業委員の報酬を改正するものでございます。

報酬につきましては、現行の年額を月額に改め、その額は県下各町との権衡を考慮し、会長につきましては月額 2 万円、副会長、職務代理者につきましては月額 1 万 7,000 円、委員につきましては月額 1 万 6,000 円に改め、農地利用最適化推進委員につきましては月額 1 万 2,000 円とするものでございます。

なお、この改正規定の施行につきましては、平成 30 年 3 月 1 日からといたします。

2 点目につきましては、地域福祉計画策定委員会委員報酬の規定でございます。社会福祉法第 107 条で地域福祉計画の策定が規定をされております。地域福祉を推進するための柱であり策定に当たり、地域住民の意見を十分に反映をし、その内容を公表することとされております。地域の生活課題とそれに対応する必要なサービスの内容・量、その現状を明らかにし、その確保、提供する体制を計画的に整備することを内容とする計画でございます。この計画を策定するために佐用町地域福祉計画策定委員会を設置したいと考えております。この委員として、学識経験者、福祉に関係する機関、地域に関係する団体、関係行政機関の職員等から委員を委嘱したいと考えております。

報酬額につきましては、日額 5,400 円に規定するものでございます。

3 点目には、保育園嘱託医の報酬額の改定でございます。町立小中学校の嘱託医に対する年額報酬の 2 分の 1 とする保育園嘱託医の報酬を 10 万 8,500 円から 10 万 9,500 円に改定するものでございます。

4 点目は、スポーツ推進委員報酬の改定でございます。スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第 32 条に位置づけられた非常勤の特別公務員であり、市町村におけるスポーツの

推進のための事業の実施に係る連絡調整、並びにスポーツに関する指導、助言や地域住民と行政のコーディネーター、スポーツ施策の推進役として全国の自治体で活動をされています。佐用町のスポーツ推進委員の皆さんにおいても、スポーツ行事の企画及びスポーツ施策の推進等、会議や当日スタッフとして年間約 20 日出役をいただいているほか、地域でも各種スポーツの普及にご尽力をいただいているところでございます。

スポーツ推進委員の年間報酬額の全国平均が 4 万 5,000 円ですが、佐用町におきましては、全国平均の約 6 割程度とかなり低い状況にありましたので、このたび 3 万 9,000 円に改定をするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） すみません。これ年額で会長が 23 万円と、これ前にも、ちょっと言っていましたのですけれど、これ年の場合は、年 23 万円を振り込みされるというのと、それから、月額、それをわけて、それとも、月額になったら、毎月払うようになるのでしょうか、そこらへん、それが 1 つ。

これ、関係市町村は、だいたい全部同じぐらいな、この金額で設定されておるのかというのが 2 つ目。

それから、スポーツ推進委員は、町内何人いらっしゃるのか、その 3 つお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） お答えします。

原稿の報酬、先ほど申されましたとおりなのですが、これにつきましては、年額で年 2 回にわけて支払いをさせていただいております。

それから、県下の市町の状況でございますが、農業委員の報酬につきましては、市につきましては、かなり高い金額でございます。月額 4 万円以上のところがほとんどでございます。高いところでしたら、委員さんで 5 万 3,000 円とかいうところもございますが、市は、かなり高い額が決められておまして、町につきましては、佐用町以外では 11 町ございまして、これも年額とか月額とかさまざまなのですが、既に、新制度へ移行したところとか、移行が決まっています、報酬を改定したところとか、いろいろな状況なのでございますが、委員報酬で言いますと、高いところでしたら、委員月額、月額に直しますと、2 万 2,300 円ぐらいなところが一番高い町でございます。少ないところでは、月額 8,400 円といったところもございます。県下の市町の平均をとりますと、委員につきましては、この金額につきましては、新制度へ移行した折に、どれぐらいにするのかというような調査がございまして、昨年 8 月にあった分なのですが、それによりますと、委員の

町の平均は1万6,970円ということになりまして、本町では、1万6,000円という形をとらせていただいたということでございます。

参考までに、会長につきましては、1万9,176円が県下の平均でございましたので、2万円と。それから、副会長につきましては、1万7,800円が平均でございましたので、1万7,000円と。それから、推進委員につきましては、平均が、播磨町のように推進委員を設置しないところもございしますが、平均が1万2,238円ということ、1万2,000円という形をとらせていただいたところでございます。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（服部憲靖君） スポーツ推進委員の人数ですけれども、任期が2年で20名の方を任命しております。それで、平成29年度が改正年度になっております。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第11号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第11号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第11号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第12号 佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第18、議案第12号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第12号、佐用町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。
南光自然観察村、西はりま天文台公園の宿直業務につきましては、現在、非常勤職員として役場直営で行っておりますが、平成29年度4月より佐用町シルバー人材センターに委託したいと考えております。

このため、別表第1、非常勤職員報酬・給料表から、これを削除するものでございます。
以上、ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5番（竹内日出夫君） 以前、説明で、外部、シルバー人材センターに委託するということ
なのですけれども、この理由は何でしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） やはり、なかなか職員、人材と言いますか、労働力不足になってき
ております。そうした、シルバー人材センターもほかの宿直業務、役場等の宿直もセンタ
ーに委嘱をしている中で、退職をされた、まだ、元気な方々にこうした業務を担っていた
だきたいと。いただかなければ、職員の確保ということが、今後とも難しくなってくる
ということでもあります。

自然観察村とか西はりま天文台公園は、これまでは、非常勤のそのような職員という形
をとっておりましたけれども、こういうシルバー人材センター全体の中で、計画、応募を
していただいて、職員の配置をお願いしていくということ、このことが安定した職員の確
保になるのではないかとこのように思っております。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第12号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第12号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第12号、佐用町職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
お諮りします。ここで昼食等のため、休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後1時15分とします。

午後00時00分 休憩

午後01時15分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第19. 議案第13号 佐用町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第19、議案第13号、佐用町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第13号、佐用町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

総務省では、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、その配置の最適化を推進しております。

本町といたしましても、国の方針に基づき、佐用町公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点をもって公共施設等の集約化・複合化、転用、除却、長寿命化などを計画的に行い、最適な配置を実現することによる財政負担の軽減・平準化に取り組んでまいります。

このような状況の中、平成17年度に設置している佐用町公共施設整備基金条例を国の方針及び人口減少等による利用需要の変化に対応できる基金とするため、次のとおり改正をいたしたく、提案をさせていただくものでございます。

まず、充当の対象についてでございますが、現在は、公共施設のみに限定をしておりますが、国の方針に合わせ「等」を付け加えることにより、通常ハコモノと言われる施設のほか、道路・橋梁・水路等の土木構造物、水道やプラント系施設など包括的に対応をいたします。

次に、現在は施設の整備だけが対象となっておりますが、最適化を加えることにより、集約化、転用、除却等々、時代の需要に適応した用途に対応をいたします。

なお、当条例の施行予定日は、平成29年4月1日とさせていただきます。

以上、ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 公共物が、だんだん老朽化して、これから、たくさん、そういうふうに交換なり、新設していかんとあかんということで、基金を積まれるということはいいことだと思いますが、今年、何ぼぐらいまでの金額を、一応、持っていかれようとしていますか。この分については。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） これまで、佐用町の基金、いろいろと特目基金にわけて、基金を積んできたわけです。だから、一般の財政調整基金のほかに、そうした特目基金という形で、基金を造成をしております。そういう中で、公共施設の整備基金につきましては、7億円余りを、現在、既に、積んでいるわけです。

今後も財政調整基金につきましては、これいろんなことに使えるので、別に特目基金として積まなくて、こういうわけなくても、実際構わない部分もあるのですけれども、やはり、ある程度、これだけの基金についても、そうした目的基金という形で、今後も運用して、活用してることが、ある程度明確化にしますし、何でも使えるというわけではなくて、その基金の使用目的というのが、はっきりと明示ができるということの中で、ただ、時代の変化に伴って、これまでは役場庁舎を改築するとか、文化施設をつくるとか、そういう建設に向けての基金という面が強かったのですけれども、今後は、適正化に伴い、公共施設のそうした集約化とか、また、廃止に伴う除却、こういうことにも、そうした基金が活用できるようにということをしているので、今年度幾ら積むということは考えておりません。

また、今度、28年度はそのことで、これまでが7億3,000万円余りあるわけですが、そうした目的を持って、平成29年度、新年度予算、また、見ていただければわかると思いますけれども、1億5,000万円をこの基金に、財政調整基金ではなくって、この公共施設の整備基金に造成するということでもあります。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第13号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第13号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第13号、佐用町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 14 号 佐用町税条例等の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 20、議案第 14 号、佐用町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 14 号、佐用町税条例等の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

このたびの町税条例の主な改正は 4 点でございます。

1 点目は、特定非営利活動促進法の一部改正により、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称を変更するものでございます。

2 点目は、住宅取得等に係る措置の適用期限の延長でございます。個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を平成 33 年 12 月 31 日まで延長するものでございます。

3 点目は、法人住民税の法人税割の税率の引き下げの実施の時期でございます。これは、消費税率 10 パーセント段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を 3.7 パーセント引き下げ、法人住民税の税率引き下げ分相当について、地方法人税の税率を引き上げ、地方交付税原資化するものでございます。

4 点目は、軽自動車税における環境性能割の導入時期でございます。先ほどと同じく、消費税率 10 パーセント段階において、自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税に環境性能割を新たに創設し、軽自動車税の環境性能割は、当分の間、県が賦課徴収を行い、その取扱費を県に交付するものでございます。また、環境性能割の創設に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するものでございます。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 14 号につきましては、総務常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いします。

議案第 14 号について、質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 14 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 14 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 21. 議案第 15 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 21、議案第 15 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案 15 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

高齢者運転免許証自主返納事業に関して、自主返納者に対しては、住民基本台帳の申請手数料を免除していましたが、マイナンバー制度の開始により住民基本台帳カードの新規発行がなくなり、事実上請求がないため手数料条例の一部を改正するものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 15 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 15 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 15 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 22. 議案第 16 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 22、議案第 16 号、佐用町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 16 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正内容は、地方税法施行令の一部改正に伴い国民健康保険税の低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得を見直すためのものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） この条例が制定されることによって、佐用町としては、そんなに金額的にも差はないと思うのですが、そこらへんは何か、わかりますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 失礼いたします。

軽減判定をする所得を 5,000 円、5 割軽減の部分で、26 万 5,000 円から 27 万 5,000 円。それから、2 割軽減について 48 万円から 49 万円の 1 万円ということで、軽減額が大きくなりますので、それだけ国保税額が減るという形になります。

具体的に平成 29 年度からになりますけれども、今年度、平成 28 年度で概算を試算いたしますと、平成 28 年度に置きかえますと、約 50 万円ぐらいの国保税の減額になるかと思っております。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにありませんか。ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 16 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 16 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 23. 議案第 17 号 佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 23、議案第 17 号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 17 号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

にしはりまクリーンセンターの供用開始に伴い、平成 25 年度より、佐用クリーンセンターでは、埋立物のみ受入処理を行っておりますが、にしはりまクリーンセンターとの運営協議の中で、一部の処理困難物等を分担して処理する必要が生じたため、佐用クリーンセンターにおいて埋立物以外のごみ処理手数料を設定しようとするものでございます。具体的な品目といたしましては、道路法面の草木類でございます。

以上、ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 法面の草木ということでございますけれど、今まで、どれぐらいな量が出てきておったのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 失礼いたします。

基本的な面につきましては、手元に具体的な数字は持ち合わせておりません。申し訳ございません。

ただ、このたび、こういう、その他というような形で手数料を想定いただきましたのは、法面と申し上げましても、姫島線の高速道路の法面とか、国道道の法面といった形のものでございまして、今現在は、基本的に草木関係については、にしはりまクリーンセンター

で、一般家庭とかの分については、受け入れをして処理をしていただいているところなのですけれども、持ち込み量が、どうしても、そういう法面になりますと、一時期にたくさん入ってくるということで、にしはりまクリーンセンターの中でも、いわゆる処理困難物、大量に入ってくるということの中で、積み置きするという中で、今現在、にしはりまでもたつの市内の分が、かなり入ってきているのが現状でございます。

そういった中で、にしはりまクリーンセンターと協議する中で、特に姫鳥線の法面の草木がかなり伸びてきているということで、そういったご相談がありまして、一般廃棄物になるということの中で、町のほうでの処理を依頼された中で、本来ですと、にしはりまに持ち込んで、そこで全部処理してもらったらいんですけど、結果的ににしはりまも外部に委託して処理をしてもらっているというのが現状でございます。

そういうことで、法面の部分について、町のほうで計量して、その後、そういう外部処理のほうに委託、処理をお願いするというのですか、そういった形で料金をいただく場合、料金設定が、今までなかったということで、特に、佐用クリーンセンターは埋立物の最終処分場ですので、燃える物の料金設定は、特に本来必要はないのですけれども、そういった、にしはりまクリーンセンターとか、国・県とかの協議の中で、町のほうで、そういう処理をさせていただきたいということで、このたび、上げさせていただいたところでございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 条例改正、その他いうて、課長言われるように、想定しておるのは、その姫鳥線の草木やいうことですけれども、その他いうことになれば、ほかのものもできるというふうに、読めるといえば、読めるのですけれども、そういう限定したほうが、よかったのではないのでしょうか。

その他いうことで、もっと拡大の搬入されるごみができるの違うかと思うんですが、その点は、いかがでしょう。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） ごみの受け入れにつきましては、条例の中での規定をさせていただいております、廃棄物の町の処理及び清掃に関する条例、あるいは規則とか、最終処分場の条例とか、あるいは、受け入れ基準といった内規を設けております。その中で、細かいことについては明記した中で、受け入れできるものを、はっきり限定いたしておりますので、そういった中で対応しているということで、一般の方を、議員おっしゃるように、その他いうのは、非常に広がってしまうというのがあるのですけれども、実際には、一般の方を対象とした形ではない、厳格な運用はしていきたいというふうに考えております。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 17 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 17 号、佐用町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 18 号 佐用町立西はりま天文台公園野外活動センター条例の一部を改正する
条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 24、議案第 18 号、佐用町立西はりま天文台公園野外活動センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 18 号、佐用町立西はりま天文台公園野外活動センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、野外活動センターの管理運営に必要な財源の確保を図るために、使用料の額を一部見直すとともに、このたびの大規模改修によって新たに創作活動室を設置することに伴い、その使用料の額を定めるものでございます。

同施設は、西はりま天文台公園の豊かな自然の中での学びと体験を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図るための研修施設として平成 2 年に建設したもので、兵庫県下の小学 5 年生を対象とする自然学校をはじめ、多くの青少年団体等の利用に供しております。施設の維持管理経費につきましては、使用料収入によって賄っておりますが、平成 2 年の開園当初から基本料金の見直しを行っておらず、このたびの改修を機に、今後の財政基盤の安定化を図るため、受益者から負担いただく使用料を一部見直すものでございます。

使用料の額につきましては、別表で定めておりますので、ご覧いただきたいと思います。

今回の料金改定に当たりましては、施設の設置目的を鑑み、町民及び自然学校団体の使用料は現行どおりとし、それ以外の、いわゆる町外在住者・町外団体が使用する場合は、使用料の定める額の 2 割に相当する額を加算するものでございます。

また、同施設は 10 人以上の団体を対象としているため、使用者が 10 人を下回った際に、追加使用料 5,000 円を加算しておりましたが、この追加使用料は廃止し、10 人が使用する場合の合計料金である 1 万円を使用料として徴収するものでございます。

なお、休憩利用の使用料におきましては、午後 4 時から午後 8 時の区分を削除することにつきましては、既に利用申請に基づく利用を廃止しておりますので、削除させていただきます。

次に、新設する創作活動室の使用料につきましては、光熱費等に相当する額を規定いたしておりますが、町民及び自然学校団体が利用する場合は無料といたしております。

また、ミニキャンプ場をキャンプファイヤー場に修正することにつきましては、当園、開園当初に設置していたテント設営のためのミニキャンプ場はすでに廃止をしており、自然学校等がキャンプファイヤーを行うためのキャンプファイヤー場を利用に供しておりますので、あわせて改正させていただくものでございます。

なお、今回の条例改正に併せまして、休園日及び開園時間、遵守事項、利用の許可の申請につきましては、規則を改正させていただきます。改正規則とその新旧対照表を参考資料として添付をいたしておりますので、あわせてご覧をいただきたいと思っております。

以上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 料金の見直しによって、ざっくりでよろしいけれど、差としては、どれぐらいの影響がありますか。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 天文台公園長。

天文台公園長（谷口俊廣君） 使用料につきましては、平成 27 年度の実績をベースに試算をいたしております。

その結果、今回の改正に伴いまして、約 65 万円ほど収入増の見込みでございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 18 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 18 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 18 号、佐用町立西はりま天文台公園野外活動センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 25. 議案第 19 号 佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 25、議案第 19 号、佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程いただきました議案第 19 号、佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成 28 年度の上月体育館照明設備 LED 化等工事により、上月グラウンドの夜間照明用の高圧受電設備を撤去し、上月体育館側から送電することといたしましたので、通年で上月グラウンドの夜間照明が使用できることとなりました。よって上月グラウンドの利便性向上を図るため、年間を通して使用ができるよう改正をするものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

町長（庵逄典章君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 通年で、そういう夜間照明ができるということになったのですけれど、サッカーなんかは寒くてもやりますので、そこらへんの希望者いるのですか、どれぐらいな数が、そういう要請が上がっておりましたか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 使えるようになれば、希望者はあると思いますけれども、要請ではなくて、先ほど説明に申し上げましたとおり設備として、これまでは、屋外のグラウンド照明につきましては、冬季においては、これを休止して、受電費用の契約の削減を行ってきたわけです。それを体育館と一緒にして受電をする。そこから送電をするので、それが十分 1 年中を通して使えるから、こういうふうな条例を改正するというところでございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 19 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 19 号、佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 26. 議案第 20 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 26、議案第 20 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今上程をいただきました議案 20 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

播磨科学公園都市圏域定住自立圏の交通アクセスの充実を図り、1 乗車あたりの費用徴収額を圏域バスに合わせるため、路線又は運送の区域ごとの運賃を変更するものでございます。

別に配付しております変更案の表のとおり、小学生未満は無料、小学生は 1 乗車 100 円、それ以外の方は 1 乗車 200 円に変更をしたいと考えております。また、中学生以上が対象となっている通学定期については 1 カ月 6,000 円、2 カ月 1 万 2,000 円、3 カ月 1 万 8,000 円、4 カ月 2 万 4,000 円に変更したいと考えております。

つきましては、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 徴収の実際についてお伺いしたいのですけれども、その協議会等でも町外・以外の方も利用できるということで、この通学定期以外、中学定期の方が決まっていますから買えると思うのですけれども、通学定期以外の方、綴りを買わないと乗れない。1 冊 2,000 円ですけれども、実際の方法として、1 回乗るごとに、やっぱり綴りを買

うのか。

今、有償運送の中でやられているのは、まちまち、運転手さんによっては200円で乗れるとか、きっちり条例上どおりなのであれば、やっぱり綴りを買っていただいているような、ちょっと、対応は、今の現状ではわかれていると思うのですが、実際に、この町外の方が乗られる場合、想定した場合に、この料金の徴収は、どういうふうになると思われるのでしょうか。

[企画防災課まちづくり企画室長 挙手]

議長（岡本安夫君） まちづくり企画室長。

企画防災課まちづくり企画室長（重崎勇人君） 先ほどのお問い合わせですが、原則としまして、先ほど金谷議員が言われましたように冊ごとの購入をしていただくということで、対応をさせていただくこととしております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 条例上は、そういうことなので、ですから、来られた方が三日月でテクノ線に乗られる場合、三日月駅で降りて、そのバスに乗ろうかと思ったら、例えば、支所まで行って、わざわざバスが、そこに来ているのに行かなあかんと、たまたま、その日に行っていくことになれば、バスの中で買えるようであれば、そういうふうな運用の仕方、そのほうが利用者にとってはいいんじゃないかと思うのですが、ちょっと、それ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（岡本安夫君） 答弁。

[企画防災課まちづくり企画室長 挙手]

議長（岡本安夫君） 企画防災課まちづくり企画室長。

企画防災課まちづくり企画室長（重崎勇人君） お問い合わせの件につきましては、再度、現状を確認をさせていただきたいと思っております。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 現状を確認していただいて、今、言うたように、綴りを買わないと乗れないということになれば、10回町外から来られた人は、ずっとずっと、そういうことではないと思うのですが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今回、町外者の方も利用をしていただくという、圏域のバスという形になります。そういう中で、原則としては、そうしたお金のやりとりと言いますか、販売というのは窓口でという形になって許可を受けております。

ただ、実際、たくさんはないのですけれども、たまに、そこへ降りられて乗りたいと言われる方、そういう方は乗せませんよと、1回しか乗らないのに、そうした綴りを買ってくださいということ自体も、これ非常に不合理なところがあります。

それは、この運送を委託する会社との内規は、その打ち合わせによって、臨機応変に、ある程度は、これはやらせていただくというふうなことでご理解をいただきたいと思いません。

これを、こういうふうにしますということ、はっきりと言うことは、ちょっと運送法の中で規定外ということになってしまいますので、ちょっと言えませんので、はっきり言うてますけれども、臨機応変に対応をせざるを得ないということでもあります。

8番（金谷英志君） そうだろうと思います。はい、わかりました。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） これから、身障者の方とか、一般の方も増えてくるわけなのですが、この通学定期の分が、安くなって、そういう方は大変喜ばしいことかと思えますけれど、その影響というのは、前と比べたら、どんなものか、ざっくりでもいいですけど、教えてください。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 影響というのは、安くなるだけで、料金が幾ら安くなるかというのは、その時の通学定期なので、ほとんど、その年によって、テクノのそうした学校に通われる方が、かなり変動があります。そういう意味で、乗車人数が1万人ぐらいをみていますけれども…。いやいや、定期のほうですやね。安くなったほうですか。それも定期も含めて安くなって、1万人とみておりますから、それで計算すれば、だいたい100万円ぐらい。これの収入減ということになります。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 20 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 20 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 20 号、佐用町市町村運営有償運送
事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 27. 議案第 21 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 27、議案第 21 号、佐用町学童保育条例の一部を改正
する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 21 号、佐用町学
童保育条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

現在、学童保育につきましては、上月地域については上月保育園に併設している上月学
童保育で、その他の 3 地域につきましては、佐用マリア幼稚園に委託して実施してきてい
るところであります。

平成 29 年 4 月より、新たに、南光地域については新南光保育園に併設する南光学童保
育所、三日月地域につきましては三日月小学校施設の一部を三日月学童保育所として開設
する予定といたしております。

これらの設置により、全ての地域において学童保育所を設置し実施することになります。

そうしたことにより、佐用町学童保育条例第 3 条の見出しを名称等に改め、開設する施
設を含む各地域の学童保育所を別表に整理し規定をするものでございます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 今回、南光、それから三日月に新たに学童保育施設を設置するとい
うことの条例なのですが、新年度学童保育の希望者というか、それぞれ小学校ごとに
数字、もうわかっているかと思うのですが、どうでしょうか。説明をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 一応、2月末で締めておるのですけれども、ただ、例年から言いますと、やはり次々と、途中からも申し込みをされるというのが現状でございます。

そういった中で、佐用のほうについては、だいたい40名余り。それから、上月についても同じでございます。あと南光と三日月につきましては、だいたい15名前後というふうに聞いております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 具体的に南光で15人というのは、学校でいう南光小学校と三河小学校とわけると、どういうふうな状態になっているのかお尋ねしたいのですが。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） それぞれ、各地域の学童保育所でございますので、それぞれの地域ですけれども、南光地域につきましては、南光小学校と三河小学校でございます。

今、三河小学校のほうについては、長期1名というふうに聞いております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 学童保育の場合は、保護者の人が送迎するというの基本ではあるのですが、マリア幼稚園さんにお世話になっている時に、いわゆる送りは役場で、役場というのか、迎えのほうは保護者の方ですけれども、そういう対応がされたのでしたと認識しているのですけれども、そのへん、どういう実態というのか、新年度から学童保育施設に希望されている人で、南光小学校以外の場合、どんな対応になるのですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 学校のところに設置をされていないところ、徒歩で行けないところということですね、そういったところについては、その学校から学童保育所までスクールバスで送迎をするということになっております。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 三日月地域の場合、ほかの校区と違って、三日月小学校の現の旧の教室、給食センターの位置だった会議室を使うということですがけれども、その管理上の区分けについてをお伺いしたいのですけれども、学童保育する場合、施設、部屋も必要ですし、それから、トイレなんか必要だと思うのですけれども、小学校の場合でしたら、一番、会議室に近いのは、職員用のトイレですよ。子供が使うようなトイレは、西の端か、2階になるのですけれども、その場合、放課後、小学校の中、子供らが今まで昼間使っていたやつですから、あまり子供たちは、区別がつかんような気がするのですけれども、学童保育と小学校の一般の授業とわけて、学童保育の管理は、トイレの例挙げましたけれども、その点の管理の区分けは、どういうふうになるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 今、議員の仰せられたとおり、非常にそのあたりは苦慮したのですけれども、基本的にトイレにつきましては、2階のトイレを原則として使うということにしております。

また、普段であればプールのトイレもありますので、外の、それから運動場、そのあたりするのですけれども、室内の場合には、2階のトイレを使うということにしております。

それで、また、施錠につきましては、そこの指導員のほうが鍵を保管しておりまして、そこで施錠をするという形で、自分の学校ですので、それ以外のところには行かないという指導は続けていきたいと、常に指導員が2人おりますので、そこの監督はしていきたいというふうに考えております。

8 番（金谷英志君） わかりました。

議長（岡本安夫君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 各小学校で、こうやってできたいうことは、親として喜ばしいことかと思えますけれど、例えば、親が佐用に勤めておって、朝、積んで来て、帰りまた、積んでいぬると。保護者の責任で連れて来い、連れていねというふうになっていますので、そこらへん、そやけど、ちょっと私、子供のわからんのですけれど、大畑とか三ツ尾とか、その上ですね、ああいう遠いところとか、三河の奥のほうでも、そういう親から、車、ある程度、送り迎えは、お願いしたいという声は出ていないですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 基本的に学童は、通常であれば学校から授業が終わり次第行くわけ

ですよ。ですから、今、平岡議員から話ありましたように、三河も通常授業が終われば、そのスクールバスで送るといことです。ないですからね。利神は、利神で終われば、利神にはないから学校から送る。

今、議員がおっしゃっているのは長期期間だと思うのです。長期期間については、当初から送り迎えは保護者の責任ですよということで了解の上、申し込みをしてもらっておりますので、そういうことは聞いておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 普通の時は、学校終わって、そこへ残って、また、送っていくというのだったら、わかるのですけれど、休みですね。春休み、夏休みとか、そういう時は、いわゆる親も町外に働きに行って、例えば、大酒の方が久崎だったら歩いて来よったけど、上月までだったら、距離が4キロ増えるわけですよ。そういうふうな時だったら、子供に、小学校でも自転車に乗って来いというのか、さよさよサービスでも1日おきですから、ですから、そこらへんが毎日じゃないだけに、親としては、自分らが勤めておるで子供を預けておたら安心だという中で、子供1人、低学年、1年生や2年だったら1人行って来いといった時に、そういう心配がありますので、そこらへんがどうなのかということを探ねておる。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） だから今、申し上げたとおり心配だからじゃなくって、あくまでも長期の休業期間中の学童は、こうですよということで、申し込みをしていただくだけです。それ以上の何ものでもないです。それでご理解賜るしかないと思います。

要は、送り迎えは、長期期間中については、親の責任でお願いしますよ。だから、開始も早めておるわけですよ。朝からやっておりますからね。それで、ご理解賜りたいと思います。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第21号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第21号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第21号、佐用町学童保育条例の一部

を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 28. 議案第 23 号 佐用町保育園条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 28、議案第 23 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 23 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町保育園規模適正化計画により、中安保育園、徳久保育園の 2 園を統合し、新保育園を設置すること及び三日月保育園の位置等の訂正により別表を改正しようとするものでございます。

別表の改正については、保育園の名称を南光保育園、定員を 70 名、位置を佐用町林崎 935 番地とするとともに、児童の保護者の労働時間、その他家庭の状況等により時間延長を希望される場合は、保育時間を午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までを限度として、延長することができることを規定をいたしております。

また、三日月保育園の位置の表記に誤りがあったために、佐用町三日月 738 番地 1 を佐用町三日月 1107 番地に訂正し、南光保育園と同じく、保育時間を午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までを限度として、延長することができるよう規定しようとするものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 中安保育園及び徳久保育園を南光保育園にするということ、定員が 70 人、単純に計算して 90 人になるのですけれど、これは実際の人数を勘案したのですか。定員の数が 20 人少ないので、その点、説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 現在の中安保育園、それから徳久保育園の定員は 45 名であります。実際、入園されている方は、どちらも 19 名から 20 名と聞いております。

それから、それプラス、検討、2、3 年先送りになっておるのですが、三河保育園の現

状としても 20 名前後ですので、この 3 園が統合しても 70 名で対応できるということで、定員のほうは 70 名とさせていただいております。以上でございます。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。90 人と 70 人という、その現実の子供の人数に合わせるような形の提案なのですが、どう違うのですか。90 人にしていただけないのですか。すみません。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 現実として、現在、3 保育園で入園されている方が 60 名でございますので、上月の場合は、例えば、定員は 90 名設けておりますが、28 年度も 90 名ぎりぎり希望者がおられまして、現実として入っておられますが、この南光地域においては、現実として 60 名前後の見込みということで、70 名とさせていただきました。

〔町長「何で 90 名としていたらあかんのかと尋ねている」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） はい。

健康福祉課長（大永克司君） 定員が多ければ、それだけ保育士等の確保もしなければいけないので、定員を 70 名とさせていただきました。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 定数というのは、だいたい、この規模で、これぐらいが当面、見込めるだろうというのを定数と、ある程度、実態に合わせた定数を設定します。

しかし、今まででも、かなり大きな定数にしていたのですけれども、途中で、どんどん少なくなってきた場合には、定数減という形をしております。逆に、今後、多くなれば、また、その時に定数条例で、また、こうして出させていただいて、それを多くすることもできます。それほど、大きくこだわることではございません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、新しくできよる南光保育園については、70名ということですが、子供たちの食器なんかについても、今、70ぐらいはそろえておるといいのですね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 仰るとおり、定員に対する数はそろえておる。

〔町長「必要な物をそろえておる（聴取不能）」と呼ぶ〕

健康福祉課長（大永克司君） 必要な分をそろえております。

議長（岡本安夫君） よろしい。ほかにありませんか。質疑は。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 保育士さんの現状ですけれども、ずっと募集をされていますけれども、ちょっと、もしかしたら正確ではないかもわかりませんが、7名募集で、確か、1名だけしか応募がない。それで、そういう状況がずっと続いていて、1つは未満児保育というのが、やっぱり増えてきていると。

それで、現状を聞きますと、どこの保育所も保育士さんは、本当に休み時間もとれない現状があります。

そういう中で、この開所時間が延びるわけですが、これは、より保育士さんに人数が十分ではない。半分以上が非正規という中で、負担増という形は、これ目に見えるのではないかなというふうに思うのですが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この保育士につきましては、全国的にそうした人材の不足ということがあります。

当町においても、実際に、これまでこうして保育園の統合、定数も集約化して、それに合った、現状に合ったものにしてきた中で、保育士の職員の半数近くが非正規だということですが、正規職員というの、これまでも申し上げましたけれども、ずっと以前から削減をしております。

そういう中で、未満児でありますとか、こうした延長保育、こういうことに対応をするために、パートの方とか補助的な職員という形で非常勤職員を採用をしてきていると。その分が、逆にどんどん増えてきているということでもあります。

そういう中で、新年度に向けても、そうした補助職員を募集をしておりますけれども、

実際に、先ほど、お話のような形で応募がなかなかないということでもあります。そういう中で、その対策として、やはり佐用町の場合、保育園につきましても幼児保育も含めた、本来、保育と幼児教育、こういうものを2つを兼ね備えているわけですが、未満児や、特に、そういう乳幼児につきましても、これは当然、保育が中心であります。そうした保育を手伝っていただける、見ていただける方というのは、経験のある方、保育資格がなくても自分が実際に子育てを行い、そうした子育ての経験が、ある程度、子育てが終わったような方に補助職員として協力をいただけないかということで、今、そういう募集をさせていただいております。

法的にも、そうした、きちっと管理者、保育士がおり、また、それを専任の保育士がいる中で、保育士資格という法的なものもなくても、補助的な保育にかかわるということについては、何ら問題ないだろうというふうに考えているところであります。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 今回、一般質問でも取り上げておりますので、また、その折に聞かせていただきますけれども、やはり非正規の方が半分を占めているという状況と、これは、政策として、要するに子育て支援というふうなところでやっておりますので、未満児の方が増えているというのは、ある面、それは正しいというのか、結果として、それは、いいことではあるのですけれども、やはり、パート、非正規ではなくて正規で対応していくと、正規の保育士さんで対応していくというところが、やっぱり求められているというふうに思うのですけれども、いかがでしょう。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） その職、同じ保育の勤務でも、勤務状況によって、そうした短期間、短時間、そういう保育士も、当然、必要だと思います。

そういう形ではないと、全て、今、いる職員を正規の通常の全ての時間という形になりますと、実際には、職員が必要でない時間帯もかなり出てくるわけです。

ですから、やはり子育てということについては、非常に重要だということは、よくわかっていますけれども、これだけ町全体の行政運営を行っていく中で、他の職種、職員のほうについても、かなり削減をしてきたわけです。そういう中であって、保育士につきましても、合併時の保育園、それぞれで採用していた職員、その職員の定数を下回らない中で、退職者については採用をし、さらに保育園のこうした規模適正化、統合も行ってきたところなんです。

そういう状況の中で、正規職員等についても、若い職員を次々とほかの職員と比べると採用してきました。

しかし、保育士も、当然、若い女性が多いので、皆さん、結婚をしていただかなきゃいけないし、結婚されれば、当然、たくさん子供を産んでいただかなきゃいけない。

そうすると、現在、こういう正規で採用した職員も、何人かは、そうした育児休暇。1年だけじゃなくって、さらに延長して3年というような、そういう形で育児に専念をされている職員もあるわけです。

だから、そうした中では、やっぱりその裏付けとしての、それが育児が終われば、また、復帰されるわけでありますから、その間の非正規の職員という形での対応、このことは、やむを得ないというふうに思っております。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 23 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 23 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 23 号、佐用町保育園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 29. 議案第 24 号 佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 29、議案第 24 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第 24 号、佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

施設の魅力をさらに高め集客増を図るために平成 28 年度に実施しております、オートテントサイト 16 区画への電源設置工事等に伴い、機能アップしたテントサイトをはじめとする施設全体の使用料を見直し、施設の持続的かつ安定的な運営を継続していくために改正を行わせていただくものでございます。

また、現在、テントやタープ等のレンタル品につきましては、附属設備として条例において使用料を定めておりますが、これらのレンタル品は自然観察村の施設利用者に対して貸し出す普通財産でありますので、規則で定めるようあわせて改正をしようとするものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決とします。
これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） コテージとかツリーハウスなんか若干、金額が500円、1,000円、変わってきております。この分につきまして、こういう変わった場合の料金体系として、どれぐらいの影響かというのと…。

それから、ここで雇っていらっしゃる人との、この入って来る収入との収支は、今のところ、どれぐらいの感じになっていますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） 失礼いたします。

改定に伴いまして、27年度で試算いたしますと、約173万3,000円収入の増と見込めます。

それから、収支ですが、だいたい年間自然観察村の運営費としまして、3,500万円から3,700万円ほど必要になってまいります。今現在のキャンプ場の収入でいきますと、2,500万円ほどで、今の約170万円ほど上がりますから、2,700万円、2,800万円ほどになります。若干、900万円ほど収支としては、まだ、足りない状況でございます。

議長（岡本安夫君） はい、ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 料金について、事前の全員協議会の時に、近隣に比較して安いのであるという説明もあったのですが、近隣の調査されたところを具体的に、どういう状況だったのか、ちょっと参考に示していただけませんか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） 近隣に施設があるのですけれども、例えば、今年でしたら、淡路のほうまで行って、オートテントサイトなんかの研修もしております。そこでの料金体系であるとか、それから、実際キャンプ場にたくさんの方が来られます。それで、リピーターとか、そういうふうな方々のご意見なんかも参考に金額は、もっと上げることも可能だったのであるけれども、やっぱり今、人気のキャンプ場ですので、ここで料金を上げて集客率減というののもどうかなというふうなこともありまして、近隣との調整をとりまして、この金額に設定させていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） だから、その近隣というところが、淡路なのですか。淡路は研修に行った先で、私は、この具体的に今回、引き上げるのが、コテージA、ツリーハウス、オートテントサイト、ここらへんが近隣に比べて安いからということの説明があったかと思うので、その点、具体的に比較できるものがあるのだったら示してくださいという質問なのです。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） コテージとか、そういうふうな部分につきましては、それぞれのキャンプ場で広さが違ったりとか、中の設備が違ったりとか、そういうような状況で、なかなか比較というのか…することが、ちょっと難しい部分もあるのですけれども、現状、そういうようなのと比較しまして、この料金ぐらひは、十分に料金を上げてやっていけるというふうに試算しております。

それで、近隣のキャンプ場と言いますのは、西播磨の近隣の施設を訪ねまして、料金設定をいたしております。ちょっと、資料が見当たらないので、申し訳ございません。

〔町長「淡路だけでも幾らぐらいだったということ（聴取不能）」と呼ぶ〕

商工観光課長（森田善章君） テントサイトでいきますと、5,000 円から 4,000 円というふうなテントサイトの価格になっております。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 自然観察村は、大方、町外の人が利用されて、一部川遊びであるとか、入場される町内の方もおられるのですが、その点は据え置きされているので、直接町民の方は従来と同じなのですけれど、先ほど、ご回答の中で、いわゆるリピーターの人の意見も聞いたということで、もし参考になれば、結構、ロコミで自然観察村を何回も、また、利用しようということをしているということで、それはありがたいことですし、できれば、ほかに比べて安いというのも魅力の1つでもありますから、そういう点も、リピーターの人の意見も聞いたということなので、その点も、ちょっと紹介していただけますか。

議長（岡本安夫君） 答えれる？

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（森田善章君） リピーターの方なんかで、それぞれのキャンプ場、テントなん

かでも人気のテントであるとか、いろんなアウトドアの方々をご希望されるテントであるとか、装備であるとかというのがあります。そういうようなんの違いもあるのですけれども、長林のキャンプ場は、非常に使っているテントであるとか、それからタープであるとか、そういうようなのも人気の商品を使っております。そういうようなので、利用者の方から、そういうような、ここのテントはいいんやというふうなこともお聞きまして、そういうような状況でリピーターも増えておりますし、料金的なものも、そういうふうなことも含めて検討させていただいております。

議長（岡本安夫君） はい、よろしいですか。
ほかにありませんか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私もキャンプ場へは時々、実際に見に行っております。

これまで、やはり現在のオートキャンプをされる方にとって必要な、テントサイトに使える電源がないという、いろんな装備を持って来られます。

そういうことで、この 28 年度で全てテントサイトに、そうした電源等を設置をするというような改善をしているわけです。

そうして、現在、テントサイトが 2,000 円という額、これは先ほど、課長言いましたように、ほかのどこ見ていたら、だいたい 4,000 円、5,000 円のところが多いわけです。これまで、非常に定額で使っていたのでしたのですけれども、先ほど、平岡議員もお話のように、安いということも 1 つの魅力だったこともあると思います。

ただ、今回、そういう電源を設置するだけでも、先ほど課長が言いました昨年度の 3,000 何百万という費用というのは、通常経費だけじゃなくて、そうした設備を含めた、その予算であります。だから、それだけの何百万円という整備もしてきておりますので、安さも、それを残しながら 3,000 円という設定をしたということであり、そのほかのものについては、それに見合うもの、だいたいして、コテージ等々については、これまでどおりの額にするということで運用してきたと考えております。

それで、できる限り、そうした整備等につきましては、これ臨時的な整備になりますので、そこまでの利益によって、それを運営していくというのは、なかなか難しいと思うのですけれども、通常職員の管理経費、通常経費ですね、電気代とか、そういうものを含めた、そういうものは使用料で、だいたい賄えるような運営に努めていきたいと、そういうふうな考えているところです。以上。

議長（岡本安夫君） はい、ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより議案第 24 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 24 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって議案第 24 号、「佐用町南光自然観察村条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 30. 議案第 25 号 佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 30、議案第 25 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 25 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、五反田住宅の共用部分に係る光熱水費等について、これまで町が入居者の方から徴収していました月額 800 円の共益費を、本年 4 月から自治会管理へ移管することに伴う改正でございます。

移管に伴い、集会所等共用部分の維持管理及び経費の支払いが自治会管理となりますが、自治会の主体性に応じた共益費の徴収が可能となり、入居者個々の負担軽減にもつながると思われまます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第 25 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第 25 号について、質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 25 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 25 号、佐用町営定住促進住宅条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

- 日程第 31. 議案第 27 号 平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について
- 日程第 32. 議案第 28 号 平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 33. 議案第 29 号 平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 34. 議案第 30 号 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 35. 議案第 31 号 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 36. 議案第 32 号 平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 37. 議案第 33 号 平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 38. 議案第 34 号 平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
- 日程第 39. 議案第 35 号 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 4 号）の提出について
- 日程第 40. 議案第 36 号 平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 41. 議案第 37 号 平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 3 号）の提出について
- 日程第 42. 議案第 38 号 平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
- 日程第 43. 議案第 39 号 平成 28 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出について

議長（岡本安夫君） 次は日程第 31 に入ります。日程第 31 から日程第 43 について一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって日程第 31、議案第 27 号、平成 28 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出についてから、日程第 43、議案第 39 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 3 号）の提出についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 27 号から議案第 39 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 27 号、佐用町一般会計補正予算（第 5 号）から説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 8,682 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 730 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、3,450万9,000円の増額でございます。うち、町民税は307万7,000円の増額、固定資産税は3,500万円の増額、軽自動車税は400万8,000円の減額、入湯税は44万円の増額、それぞれ、実績見込みによるものでございます。

分担金及び負担金につきましては、1,127万2,000円の減額。うち、分担金は111万4,000円の減額で、治山事業分担金などの精算見込みによるものでございます。負担金におきましては1,015万8,000円の減額で、三土中学校解体撤去工事費負担金の減額が主なものでございます。

使用料及び手数料につきましては、14万7,000円の増額。うち、使用料は3,000円、手数料は14万4,000円、それぞれ増額でございます。

国庫支出金につきましては、1,300万8,000円の減額。うち、国庫負担金は21万4,000円の増額でございます。国庫補助金は1,323万円の減額。地方創生拠点整備交付金は、国の内示を受け、南光自然観察村施設整備事業費の2分の1の900万円を追加計上いたしております。社会資本整備総合交付金は、道路維持・橋梁点検事業の精査によるものでございます。委託金は8,000円の増額でございます。

県支出金につきましては、4,325万7,000円の減額。うち、県負担金は10万7,000円の増額でございます。県補助金は3,041万6,000円の減額。ひょうご保育料軽減事業補助金については追加計上し、病児保育事業補助金は、平成29年度から事業委託する病児保育事業についての開設準備経費でございます。そのほかは、各事業の精査によるものでございます。委託金は1,294万8,000円の減額で、県営地籍調査事業委託金の減額が主なものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入532万円の増額で、財政調整基金預金利子など収入見込額に応じて、利子及び配当金を補正をいたしております。

寄附金につきましては、一般寄附金40万1,000円の増額でございます。

繰入金につきましては、1,465万3,000円の減額で、うち、特別会計繰入金は、メガソーラー事業収入特別会計の精算見込みにより1,000万円増額いたしております。基金繰入金は2,465万3,000円の減額で、各充当事業の実績見込みにより減額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入180万7,000円の減額。

町債につきましては、2億4,320万円の減額で、それぞれ、充当先事業の精査によるものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。予算書3ページをご覧ください。

総務費につきましては、4,766万2,000円の減額で、うち、総務管理費は4,550万6,000円の減額で、事業の精査によるものでございます。電子計算費におきましては、電算システム設定委託料と電算システム機器購入費などとの予算組み替えをいたしております。徴税費は201万5,000円の減額、統計調査費は14万1,000円の減額でございます。

民生費につきましては、2億984万5,000円の減額。うち、社会福祉費は1,377万7,000円の減額で、事業の精査による減額などがございます。児童福祉費は1億9,606万8,000円の減額。主なものといたしまして、(仮称)南光地域保育園の建設事業費を、実績見込みにより減額し、病児保育施設整備事業補助金につきましては、追加計上いたしております。

衛生費につきましては、5,492万5,000円の減額でございます。うち、保健衛生費は3,638万1,000円の減額で、予防接種委託料など各事業の精査によるもの、簡易水道事業・生活排水処理事業特別会計繰出金などの減額によるものでございます。清掃費は1,854万4,000円の減額で、にしはりま環境事務組合負担金を減額いたしております。

農林水産業費につきましては、6,647万円の減額でございます。うち、農業費は3,296万5,000円の減額。自然観察村運営費の工事請負金などの増額は、歳入の国庫補助金で申

し上げました、地方創生拠点整備交付金事業として、施設整備を行うものでございます。なお、整備事業は、予算を来年度へ全額繰り越しして実施をいたします。そのほかの事業については、実績見込みにより減額をいたしております。林業費は 3,350 万 5,000 円の減額で、林内路網整備事業や治山事業など、各事業の実績見込みによるものでございます。町単独造林事業補助金・森林保全間伐促進事業費補助金については、事業量の増加により増額をいたしております。

商工費につきましては、1,200 万 4,000 円の減額で、主なものとしては、西はりま天文台公園グループ用ロッジ改修事業の実績見込みによる工事請負金の減額、笹ヶ丘荘の給湯配管修繕に伴う特別会計繰出金の増額でございます。

土木費につきましては、1 億 2,254 万円の減額でございます。うち、土木管理費は 2,022 万 8,000 円の減額。急傾斜地崩壊対策事業負担金の減額でございます。道路橋梁費は 7,596 万 6,000 円の減額で、道路新設改良・橋梁新設改良事業などの実績見込みによる減額でございます。道路維持費の除雪作業委託料は、増額をいたしております。河川費は、工事請負金 200 万円の増額。下水道費は、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金 1,930 万 8,000 円の減額でございます。住宅費は 903 万 8,000 円の減額で、折口住宅除却事業費の精査によるものでございます。

消防費につきましては、4,323 万円の減額。西はりま消防組合負担金の精算や各事業の実績見込みによる減額でございます。

教育費につきましては、6,002 万 8,000 円の減額で、うち、教育総務費は 60 万 5,000 円の減額、小学校費は 336 万 7,000 円の減額、中学校費は 195 万 3,000 円の減額。それぞれ精査によるものでございます。社会教育費は 4,816 万 6,000 円の減額で、乃井野陣屋表門移築復原事業の実施延期に伴う予算減額や、そのほか各事業の精査によるものであります。保健体育費は 593 万 7,000 円の減額で、各施設運営費の実績見込みによるものでございます。

公債費につきましては、3 億 1,840 万 3,000 円の増額。元金は、繰上償還の原資として 3 億 4,140 万 3,000 円を増額し、利子は 2,300 万円を減額いたしております。

諸支出金につきましては、1,148 万 1,000 円の増額でございます。うち、公営企業費は 2 万 6,000 円の減額。基金費は 1,150 万 7,000 円の増額で、基金利子の運用収益などに係る積立金の予算整理でございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして、ご説明申し上げます。予算書 5 ページをご覧ください。個人番号カード交付事業 143 万円、南光自然観察村施設整備事業 1,800 万円、道路新設改良事業 1,250 万円、それぞれの事業につきましては、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の金額を設定するものでございます。

次に、地方債の変更でございますが、第 3 表、地方債補正によって説明をさせていただきます。同じく予算書 5 ページでございます。過疎地域自立促進事業は、追加認定により、限度額を 2 億 600 万円に改めます。観光関連施設整備事業は、事業費の実績見込みに基づき、限度額を 1 億 5,020 万円に改めるものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 28 号、佐用町メガソーラー事業収入特別会計補正予算（第 1 号）について提案のご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、利子及び配当金につきましては、1,000 万円の増額でございます。中山太陽光発電所の売電実績及びその他の収支状況から、佐用・IDEC 有限責任事業組合からの平成 28 年度の配当金が合計 2,000 万円となったためでございます。

次に、歳出でございますが、繰出金につきましては、1,000 万円の増額でございます。

歳入である、利子及び配当金の増額にあわせて一般会計への繰出金を増額するものでございます。

以上、メガソーラー事業収入特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 29 号、平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,183 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 2,644 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、424 万 9,000 円の増額で、現年課税分の実績見込みによるものでございます。

国庫支出金につきましては、4,832 万 3,000 円の減額で、医療費及び拠出金等の実績見込みにより、国庫負担金で 4,645 万 7,000 円、国庫補助金で 186 万 6,000 円、それぞれ減額でございます。

県支出金につきましては、162 万 8,000 円の増額で、うち、県負担金で 138 万 5,000 円、県補助金で 24 万 3,000 円、それぞれの増額を行っております。

共同事業交付金につきましては、284 万 6,000 円の減額でございます。

繰入金につきましては、282 万 3,000 円の増額で、他会計繰入金でございます。

諸収入につきましては、63 万 3,000 円の増額で、うち、受託事業収入で 37 万 6,000 円、雑入で 25 万 7,000 円、それぞれ増額でございます。

次に歳出であります。総務費につきましては、総務管理費で 301 万 1,000 円の減額でございます。

共同事業拠出金につきましては、3,621 万 7,000 円の減額で、事業の実績見込によるものでございます。

保健事業費につきましては、260 万 8,000 円の減額で、特定健康診査等事業費 191 万 6,000 円、保健事業費 69 万 2,000 円、それぞれ減額でございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 30 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,207 万 2,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 7,466 万円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。1 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、2,008 万円の増額でございます。うち、国庫負担金におきましては 1,851 万 2,000 円の増額で、介護給付費負担金の概算交付額の実績見込みでございます。国庫補助金におきましては 156 万 8,000 円の増額で、地域支援事業費概算交付金及び介護保険システム改修費補助金の実績見込みでございます。

支払基金交付金につきましては、1,599 万 5,000 円の減額。これにつきましても、実績見込みでございます。

県支出金につきましては、603 万 3,000 円の減額でございます。うち、県負担金におきましては 688 万 2,000 円の減額、介護給付費負担金の概算交付額の実績見込みでございます。県補助金におきましては 84 万 9,000 円の増額で、地域支援事業費概算交付金の実績見込みでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入におきまして 3 万 3,000 円の増額。介護保険給付費準備基金預金利子の増額でございます。

繰入金につきましては、1,015万7,000円の減額でございます。一般会計繰入金343万8,000円、基金繰入金671万9,000円、それぞれ減額をいたしております。

次に歳出でございますが、総務費につきましては、228万4,000円の減額でございます。うち、総務管理費におきましては97万7,000円の減額で、電算システム改修費の減額が主なものでございます。介護認定審査会費におきましては130万7,000円の減額で、認定調査費等、実績見込みに基づく減額でございます。

保険給付費につきましては、631万7,000円の減額でございます。うち、介護サービス等諸費におきましては434万7,000円の減額。支援サービス等諸費におきましては397万6,000円の減額。その他諸費におきましては10万3,000円の増額。高額介護サービス等費におきましては166万1,000円の増額。特定入所者介護サービス等費におきましては315万7,000円の増額であります。高額医療合算介護サービス等費におきましては291万5,000円の減額で、それぞれ、給付額の実績見込みに基づくものでございます。

地域支援事業費につきましては、324万4,000円の減額でございます。うち、介護予防事業費におきましては270万3,000円の減額。包括的支援事業費におきましては54万1,000円の減額。それぞれ、事業費の実績見込みに基づくものでございます。

基金積立金につきましては、3万3,000円の増額で、介護給付費準備基金積立金の利子分でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金におきまして26万円の減額で、第1号被保険者保険料還付金の精算見込みでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第31号、平成28年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第4号）についての提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,608万2,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。事業収入につきましては、742万3,000円の減額で、生活扶助費と施設事務費でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金717万円を増額しております。

次に歳出でございますが、民生費につきましては、老人ホーム費におきまして25万3,000円の減額。施設管理費の実績見込みに基づく減額と、廊下のエアコン更新費用の追加計上などが主な内容でございます。

以上、朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第32号、平成28年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,378万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,859万6,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

財産運用収入につきましては、財政調整基金預金利子34万7,000円を減額いたしております。

繰入金につきましては、精算見込みにより1,684万円を減額いたしております。

諸収入につきましては、雑入460万円の減額で、国道道の改良工事関連事業等による水道管移設が生じなかったものでございます。

町債につきましては、1,200万円の減額で、対象事業の精算見込みによるものでございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費につきまして、3,380万円を減額し、うち、積立金におきましては、財政調整基金利子分の精算見込みにより34万7,000円の減額で

ございます。建設改良費につきましては3,345万4,000円の減額で、うち、委託料の精算見込みにより896万1,000円の減額、工事請負費が2,449万3,000円の減額で、国県道改良工事等において、協議調整の結果、水道管の移設が生じなかったことによるものでございます。

償還金利子および割引料につきましては、精算見込みにより1万3,000円の増額でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第33号、平成28年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,013万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,064万8,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金1,930万8,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、雑入173万1,000円の減額で、国道改良工事等による支障管移設に伴う補償費の精算見込みによるものでございます。

町債につきましては、公共下水道債1,910万円の減額で、対象事業費の精算見込みによるものでございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきまして、4,013万9,000円を減額し、うち、管理費におきまして500万円の減額で、機器点検整備委託料などの精算見込みによるものでございます。事業費におきましては3,513万9,000円の減額で、下水統合にかかる、佐用処理区マンホールポンプ場詳細設計業務等の精算見込みによる委託料が110万円の減額でございます。工事請負費におきましては3,403万9,000円の減額で、下水統合に係る、佐用処理区マンホールポンプ場改築工事・国道改良工事に伴う支障管移設工事等の精算見込みが主なものでございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正によりまして、ご説明を申し上げます。説明をさせていただきます。2ページをご覧ください。

公共下水道事業費で、佐用浄化センター及び管渠のストックマネジメント計画策定業務に3,340万円、水谷マンホール場改築工事費に1,100万円を、地方自治法第213条に規定する繰越明許費を設定するものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第34号、平成28年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ464万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,330万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明いたします。予算書1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、一般会計繰入金563万7,000円の減額でございます。

繰越金につきましては、前年度の繰越金として99万1,000円を増額いたしております。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、464万6,000円の減額でございます。農業集落排水施設管理費におきまして194万6,000円の減額で、うち、人件費にかかるものが5万4,000円の増額、工事請負費が200万円の減額でございます。農業集落排水施設事業費におきましては270万円の減額で、委託料の精算見込みによるものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第35号、平成28年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第4号）

について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 21 万 6,000 円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 762 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

使用料及び手数料におきましては、9 万 8,000 円の減額で、グループ用ロッジの改修工事に伴う休業によるグループ用ロッジ使用料及びデイキャンプ場使用料の減額でございます。

財産収入におきましては、財産運用収入につきまして、9 万円の減額で、整備基金預金利子の決算見込みによるものでございます。

諸収入におきましては、雑入 2 万 8,000 円の減額で、内容につきましては、グループ用ロッジ改修工事に伴う休業による野外活動材料費徴収金 8 万 3,000 円の減額、シーツ使用料 5 万円の減額、決算見込みによる家族用ロッジ使用料 10 万円の増額が主なものでございます。

次に、歳出でありますが、教育費におきましては、12 万 6,000 円の減額でございます。内容につきましては、社会教育総務費におきましては、実績見込みに伴う職員の人件費が 4 万円の増額。グループ用ロッジ運営費におきましては 28 万 1,000 円の減額で、グループ用ロッジの改修休業に伴う需用費 19 万 7,000 円の減額、実績見込みに伴う役務費 5 万 2,000 円の減額が主なものでございます。天文台公園運営費におきましては 11 万 5,000 円の増額で、実績見込みに伴う繁忙期リネン賃金が 19 万 6,000 円の減額、天文台補助員賃金が 10 万円の減額、実績見込みに伴う電気料 110 万円の減額、空調など各種設備の修繕による修繕料 97 万 3,000 円の増額、食堂棟の冷凍冷蔵庫の更新などによる備品購入費 65 万円の増額が主なものでございます。

諸支出金におきましては、9 万円の減額で、基金費につきまして、基金積立金利子積立の決算見込みによるものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 36 号、平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 3 号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 324 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,662 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金につきましては、324 万円の増額で、笹ヶ丘荘管理運営費の増額に伴う、一般会計繰入金の増額でございます。

次に、歳出でありますが、笹ヶ丘荘費につきましては、324 万円の増額で、全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、その内容は、大浴場への給湯配管の漏水による高熱水費水道料と修繕料の増額、笹ヶ丘荘改修工事設計委託料の実績見込みによる委託料の減額でございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次、議案第 37 号、平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 3 号）につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,716 万 8,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からであります。診療収入につきましては、100 万円の減額でございます。保健診療報酬収入を実績見込みで 100 万円減額いたしております。

財産収入につきましては、3,000 円の増額でございます。運営基金預金利子を 3,000 円追加計上いたしております。

繰入金につきましては、100 万円の増額でございます。一般会計繰入金を 100 万円追加

計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費につきましては、財源充当の変更と3,000円の増額でございます。うち、総務管理費におきまして、一般管理費の財源充当の変更と運営基金積立金利子を3,000円追加いたしております。

以上、歯科保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第38号、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,248万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152万2,000円…もとい、ちょっと待ってください。これおかしいやろ。

ちょっと、休憩してください。議長、ちょっと、止めてください。

議長（岡本安夫君） 休憩。

午後03時03分 休憩

午後03時04分 再開

議長（岡本安夫君） はい、再開します。

町長（庵途典章君） それでは、もう一度、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,248万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152万2,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。財産収入におきましては、2,248万5,000円の減額で、これは、広山団地、さよひめ団地、長尾団地の4区画の購入希望者がなかったことから、このたび、固定資産税評価額の時点修正に伴う単価の見直しを行い、新年度から若者・子育て世帯を対象とした割引価格で販売することとしたためによる減額でございます。

次に、歳出でございますが、歳出につきましても、歳入の減額に連動するものであり、2,248万5,000円の減額でございます。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第39号、平成28年度佐用町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な理由は、平成28年度事業計画の精算見込みを確定させるもので、道路改良事業等による支障管移転補償工事において、協議調整の結果、見直し等を行ったことによる補正が主なものでございます。

予算書1ページをご覧ください。第2条の収益的収入及び支出において、収入の第1款、水道事業収益の第2項、営業外収益を483万円の増額、水道事業収益の総額を1億8,015万7,000円にし、支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を24万5,000円増額し、第2項、営業外費用を393万8,000円増額し、水道事業費用の総額を2億3,701万2,000円に改めるものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出において、収入の第1款、資本的収入の第3項、他会計負担金を200万円の減額、第9項、工事負担金を844万4,000円減額して、資本的収入の総額を2,778万3,000円に、支出の第1款、資本的支出の第1項、建設改良費を2,414万3,000円減額、第3項、投資有価証券を1億円減額し、資本的支出の総額を7,151万2,000

円に改めるものでございます。

最後に、第4条、他会計からの補助金については、基礎年金拠出金分48万5,000円とあるのを45万9,000円に補正をいたしております。

以上で、水道事業会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上で、議案第27号から議案第39号までの平成28年度一般会計並びに各特別会計補正予算の提案の説明を終わらせていただきます。

それぞれ、十分にご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております、議案第27号から議案第39号につきましては、3月14日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後3時25分といたします。

午後03時08分 休憩

午後03時25分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第44. 議案第40号 平成29年度佐用町一般会計予算案の提出について

日程第45. 議案第41号 平成29年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について

日程第46. 議案第42号 平成29年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について

日程第47. 議案第43号 平成29年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について

日程第48. 議案第44号 平成29年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について

日程第49. 議案第45号 平成29年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について

日程第50. 議案第46号 平成29年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について

日程第51. 議案第47号 平成29年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について

日程第52. 議案第48号 平成29年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について

日程第53. 議案第49号 平成29年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について

日程第54. 議案第50号 平成29年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について

日程第55. 議案第51号 平成29年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について

- 日程第 56. 議案第 52 号 平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について
日程第 57. 議案第 53 号 平成 29 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について
日程第 58. 議案第 54 号 平成 29 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について
日程第 59. 議案第 55 号 平成 29 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 44 に入りますが、日程第 44 から日程第 59 について一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 44、議案第 40 号、平成 29 年度佐用町一般会計予算案の提出についてから、日程第 59、議案第 55 号、平成 29 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 40 号から議案第 55 号、平成 29 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算につきまして、順次、提案のご説明をさせていただきます。

また、少し長くなりますけれども、ご容赦いただきたいと思います。

まず、議案第 40 号、平成 29 年度佐用町一般会計予算の提案をご説明いたします。

予算第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 127 億 7,995 万 5,000 円、対前年度比 1 億 1,847 万 4,000 円、0.9 パーセントの減少でございます。

それでは、予算の中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算により、説明をさせていただきます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、21 億 5,931 万 3,000 円を計上、対前年度比 1,909 万 7,000 円、0.9 パーセントの増でございます。うち、町民税は 6 億 8,185 万 5,000 円、対前年度比 303 万 1,000 円、0.4 パーセントの減でございます。固定資産税は 13 億 977 万 5,000 円、同じく 2,924 万 8,000 円、2.3%の増でございます。軽自動車税は 6,552 万 1,000 円で、同じく 264 万 3,000 円、3.9 パーセントの減でございます。町たばこ税は 1 億 129 万 7,000 円、同じく 474 万 9,000 円で、4.5 パーセントの減であり、入湯税は 86 万 5,000 円、同じく 27 万 2,000 円、45.9 パーセントの増でございます。

次に、地方譲与税及び各種交付金でございますが、28 年度の交付実績及び、総務省から示されました 29 年度地方財政対策に基づき数値を計上いたしております。

地方譲与税につきましては、1 億 3,450 万円を計上し、対前年度比 6.2 パーセントの増でございます。内訳は、地方揮発油譲与税が 4,410 万円、19.5 パーセントの増。自動車重量譲与税が 9,040 万円、0.7 パーセントの増でございます。

利子割交付金は、130 万円の減。

配当割交付金は、940 万円で、71.8 パーセントの減。

株式譲渡所得割交付金は、1,980 万円、74.5 パーセントの減となっております。

地方消費税交付金は、2 億 8,420 万円、15.9 パーセント減でございます。うち、社会保障財源化分は 1 億 3,460 万円、税率引き上げ分でございます。

ゴルフ場利用税交付金は、4,080 万円、6.8 パーセントの増。

自動車取得税交付金は、4,440万円、72.1パーセント増を計上いたしております。

地方特例交付金は、550万円で、対前年度比1.8パーセントの減でございます。

地方交付税につきましては、58億2,515万5,000円、対前年度比3.7パーセント減を計上いたしております。国が示します、平成29年度地方財政対策では、地方交付税総額は、16兆3,000億円、対前年度比2.2パーセント減でございますが、施政方針でも申し上げましたとおり、算定替増加額の段階的縮減措置が始まっており、29年度は増加額の30パーセント、2億8,000万円余りの減額を見込むなどの関係で、国の地方財政対策を上回る減少率となっております。

交通安全対策特別交付金は、400万円で、対前年度比増減はございません。

分担金及び負担金につきましては、8,331万2,000円、対前年度比33.7パーセント減を計上いたしております。うち、分担金は699万5,000円で、25パーセントの減。土地改良事業分担金など、受益者分担金を計上しております。負担金は7,631万7,000円、34.4パーセントの減でございます。

使用料及び手数料につきましては、2億4,699万5,000円、対前年度比0.2パーセント減を計上いたしております。うち、使用料は1億9,351万8,000円、0.5パーセント減。町営住宅使用料、町民プール使用料など、経常収入を前年同様計上いたしております。手数料は5,347万7,000円、1.1パーセントの増でございます。

国庫支出金につきましては、6億2,324万9,000円、対前年度比12.3パーセント増を計上しております。うち、国庫負担金は4億2,647万6,000円、0.3パーセント増。児童手当負担金、障害者自立支援給付費負担金などが主なものでございます。国庫補助金は1億9,250万3,000円。地方創生推進交付金の新規計上、臨時福祉給付金給付事業補助金の増額により、53.9パーセントの増額となっております。国庫委託金は427万円で、11.3パーセント減でございます。

県支出金につきましては、7億7,766万3,000円で、対前年度比3.4パーセント増を計上しております。うち、県負担金は2億8,285万3,000円、1.7パーセント増。国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金などが主なものでございます。県補助金は3億722万2,000円、20.8パーセントの増であり、民生費関係は、福祉医療費関係の補助金が主なものでございます。農林水産業費関係では、産地パワーアップ事業補助金を新規計上し、そのほかは、基盤整備促進事業補助金、鳥獣被害防止総合対策事業補助金など、継続的な事業を中心に、財源を計上いたしております。県委託金は1億8,758万8,000円で、14.6パーセントの減。県知事選挙事務費市町交付金、県営地籍調査事業委託金が主なものでございます。

財産収入につきましては、7,175万7,000円、対前年度比4.1パーセント減でございます。うち、財産運用収入は7,104万9,000円、4.1パーセント減。内訳は、土地、建物及び光ファイバー網の賃貸料と、利子及び配当金でございます。財産売却収入は70万8,000円で増減なしでございます。

寄附金につきましては、1,710万1,000円、対前年度比163.1パーセント増を計上し、ふるさと応援寄附金の増額を見込んでおります。

繰入金につきましては、4億9,118万4,000円、対前年度比14.2パーセント増を計上いたしております。うち、特別会計繰入金は7,195万8,000円、12.1パーセントの増、メガソーラー事業収入特別会計繰入金などがございます。基金繰入金は4億1,922万6,000円、14.6パーセント増で、財政調整基金2億4,100万円、減債基金1億1,241万6,000円など、それぞれ予算に繰り入れるものでございます。

繰越金につきましては、1,000円の名目予算を計上いたしております。

諸収入につきましては、1億6,834万6,000円、対前年度比0.4パーセント減を計上し

ております。うち、延滞金加算金及び過料は 1,125 万 7,000 円、9.9 パーセントの減。町預金利子は 100 万円、前年度と同額。受託事業収入は 500 万 8,000 円、47.3 パーセント増。貸付金元利収入は 62 万 8,000 円で、9.1 パーセントの減。雑入は 1 億 5,045 万 3,000 円、0.6 パーセントの減でございます。

歳入の最後、町債につきましては、17 億 7,197 万 9,000 円で、対前年度比 4.6 パーセント増を計上いたしております。主なものとしたしまして、総務債では、臨時財政対策債 4 億 3,157 万 9,000 円、土木債では、道路新設改良事業債 7 億 1,920 万円などを計上しております。

次に、歳出でございますが、まず、予算書 4 ページ、5 ページでございます。

まず、議会費につきましては、1 億 2,011 万円で、対前年度比 0.1 パーセント減を計上しております。議員報酬及び職員給与等に係る経費が主なものでございます。

総務費につきましては、13 億 5,174 万 6,000 円、対前年度比 1.2 パーセント減を計上しております。

うち、総務管理費は 11 億 668 万 3,000 円で、6.1 パーセントの減。定住対策費におきまして、若者の定住を応援する定住促進支援事業助成金を新規計上いたしております。若者の住宅新築・購入の支援を図ると共に、町内に定住する新卒者に就職奨励金を支給するものでございます。企画費におきましては、コミバス船越線の車両更新費用を計上いたしております。

徴税費は 1 億 7,558 万 1,000 円、35.1 パーセントの増で、賦課徴収費におきまして、納税の利便性を高めるためのクレジット収納制度開始に伴う予算措置をしております。

戸籍住民登録費は 3,487 万 3,000 円で、4.7 パーセント減でございます。

選挙費は 2,493 万 7,000 円、86.1 パーセントの増であり、町長選挙費、県知事選挙費を計上いたしております。

統計調査費は 850 万 6,000 円、6 パーセントの減。監査委員費は 116 万 6,000 円で、1.2 パーセント増となっております。

次に、民生費につきましては、31 億 9,185 万 8,000 円、対前年度比 11.2 パーセント減を計上しております。

うち、社会福祉費は 21 億 9,895 万 6,000 円で、4.7 パーセントの増。社会福祉総務費では、佐用町地域福祉計画を策定するための予算措置をしております。そのほか主なものとしたしまして、臨時福祉給付金 5,625 万円、町社会福祉協議会助成金 5,000 万円、国民健康保険特別会計繰出金 2 億 5,531 万 7,000 円、介護保険特別会計繰出金 3 億 8,152 万 8,000 円などを計上いたしております。高齢者福祉費では、外出支援サービス事業委託料 1,871 万 4,000 円、外出支援事業助成金 1,900 万円などを計上しております。後期高齢者医療費は、総額で 3 億 9,069 万 2,000 円。障害者福祉費は、障害福祉サービス費など扶助費を中心に総額 6 億 4,079 万円となっております。

次に、児童福祉費は 9 億 7,957 万 8,000 円、33.6 パーセント減でございます。主なものとしたしまして、児童福祉総務費では、学童保育を新たに南光・三日月地域で実施するための予算を計上し、病児保育事業委託料 340 万円は新規計上としております。そのほか、出産祝い金 510 万円、乳幼児等医療費 7,000 万円などがございます。児童措置費は、児童手当 2 億 1,558 万円を計上し、保育園費は 4 億 9,167 万円を計上しております。児童福祉施設整備費は、徳久保育園解体撤去工事費、三日月保育園大規模改修工事の事業費を計上いたしております。子育て支援センター運営費は、総額 3,969 万 9,000 円で、地域子育て支援拠点事業など、継続して進めてまいります。

国民年金事務取扱費は 398 万 7,000 円で、55.8 パーセントの減。

災害救助費は 933 万 7,000 円、2.9 パーセントの減でございます。

次に、衛生費につきましては、11億9,422万6,000円、対前年度比8.6パーセント減を計上しております。

うち、保健衛生費は7億1,422万5,000円、13パーセント減で、主なものといたしまして、保健衛生総務費で、救急医療等確保対策助成金750万円、郡病院群輪番制運営事業補助金2,439万5,000円、簡易水道事業特別会計繰出金1億5,764万8,000円などがあります。予防費では、高齢者肺炎球菌、インフルエンザなど子供の任意接種を含む予防接種委託料5,300万円、がん検診委託料1,764万4,000円などがあります。母子衛生費では、不育症治療支援補助金15万円、新生児聴覚検査補助金40万円を新規計上いたしております。環境衛生費では、不法投棄対策の委託料300万円、生活排水処理事業特別会計繰出金3億2,032万5,000円などがございます。

清掃費では4億8,000万1,000円、1.1パーセント減で、主なものといたしましては、清掃総務費で、クリーンセンター解体撤去に係る調査・設計業務委託料1,089万7,000円、にはりま環境事務組合負担金2億2,965万1,000円などがございます。塵芥処理費は、最終処分場の経常的な経費を計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、8億5,710万2,000円で、対前年度比0.8パーセント減を計上しております。うち、農業費は6億7,390万6,000円、0.9パーセントの増。主なものといたしましては、農業振興費において、農作物特産定着化対策費補助金1,429万5,000円、中山間地域等直接支払推進事業補助金3,380万6,000円、産地パワーアップ事業補助金4,294万円などがございます。地域農政対策事業費では、農業の担い手確保補助金2,900万円などがございます。農地費では、農道舗装などの農業基盤整備事業、町単独土地改良事業補助金2,100万円などがございます。地籍調査事業費は、末廣地区など7地区、11.04平方キロの関係経費、総額1億7,154万円でございます。

林業費は、1億8,319万6,000円、6.8パーセントの減で、主なものといたしましては、林業総務費で、町行造林事業委託料1,146万7,000円、有害鳥獣対策として、有害鳥獣駆除活動補助金2,362万5,000円、シカ緊急捕獲拡大事業負担金973万9,000円などがございます。林業振興費では、林内路網整備事業費700万円、町単独造林事業補助金2,341万5,000円、森林資源活用事業補助金400万円などがございます。治山事業費は、荒廃溪流整備事業費として総額3,144万円を計上いたしております。

次に、商工費につきましては、1億6,449万2,000円、対前年度比10.1パーセントの減となっております。主なものといたしまして、商工業振興費では、町商工会助成金2,672万円、新規起業・創業支援事業助成金750万円などがございます。観光費では、町観光協会補助金617万2,000円、笹ヶ丘荘特別会計繰出金2,999万7,000円などがございます。

次に、土木費につきましては、18億2,210万7,000円、対前年度比31.1パーセント増を計上しております。

うち、土木管理費は1億82万3,000円で、19.3パーセントの増で、主なものといたしましては、土木総務費に急傾斜地崩壊対策事業負担金4,480万円を計上いたしております。

道路橋梁費は10億8,682万9,000円、74.2パーセントの増であり、道路新設改良費では、総額で6億8,431万1,000円。町道小山安川線道路改良に係る事業費4億9,500万円などを計上しているため、大幅増となっております。

河川費は、3,249万2,000円、22.2パーセントの減。

都市計画費は、4,005万4,000円、6パーセントの減。

下水道費は、4億8,534万8,000円、6.4パーセントの減でございます。

住宅費は、7,656万1,000円、2.8パーセントの減で、下徳久住宅外壁改修事業費のほか、通常の維持管理費でございます。

次に、消防費につきましては、5億7,575万3,000円、対前年度比4.6パーセント減を

計上いたしております。常備消防費では、西はりま消防組合負担金 3 億 7,914 万 1,000 円を計上。非常備消防費では、消防団ポンプ付き積載車 4 台の車両購入費 3,800 万円を計上し、そのほか、主なものといたしましては、団員報酬 1,574 万 1,000 円、消防団員退職報酬金 3,304 万円などがございます。

次に、教育費につきましては、11 億 9,792 万 3,000 円で、対前年度比 1.5 パーセント増を計上いたしております。

うち、教育総務費では 1 億 6,815 万 5,000 円、19.6 パーセントの減でございます。

小学校費は 2 億 2,981 万 2,000 円、23 パーセントの減。内訳といたしましては、学校管理費 6,093 万 5,000 円、教育振興費 1 億 700 万 4,000 円、通学対策費 6,187 万 3,000 円となっております。うち、主なものといたしまして、情報教育環境の整備として、タブレット端末などの備品購入費 7,550 万円、副教材費相当を補助する子育て支援事業補助金 1,042 万 5,000 円などを計上いたしております。

中学校費は 1 億 5,848 万 1,000 円、48.2 パーセントの増となっております。内訳といたしましては、学校管理費が総額 4,850 万 4,000 円。教育振興費が 8,937 万 6,000 円、通学対策費が 2,060 万 1,000 円となっております。うち、主なものといたしまして、小学校費と同じく、情報教育環境の整備として、ノートパソコンなどの備品購入費 5,650 万円、子育て支援事業補助金 1,224 万円などがございます。

社会教育費は 3 億 3,611 万 7,000 円、27.0 パーセントの増で、主なものといたしまして、社会教育総務費では、文化協会補助金 100 万円、子ども歌舞伎育成会負担金 160 万円などがございます。生涯学習振興費は、総額 1,827 万 1,000 円、町高年大学、人権啓発、町文化祭などの経費でございます。さよう文化情報センター運営費は、利用者の利便性向上のためトイレ改修事業費を計上いたしております。文化財保護費は、総額 7,745 万 4,000 円で、28 年度から順延となった三日月藩乃井野陣屋表門移築復原事業に取り組んでまいります。利神城跡等国指定推進事業費は 317 万 3,000 円を計上し、引き続いて史跡国指定への取り組みを推進してまいります。

保健体育費は 3 億 535 万 8,000 円で、1.3 パーセントの増であります。主なものといたしまして、保健体育総務費では、スポーツ推進委員報酬 78 万円、体育協会補助金 566 万 8,000 円、マラソン大会運営助成金 350 万円などがございます。スポーツ公園運営費は、総額 2,597 万 1,000 円で、上月スポーツグラウンド、南光スポーツ公園、三方里山公園などの管理費でございます。町民プール運営費では、外壁等の改修事業に 4,200 万円を計上いたしております。

公債費につきましては、20 億 2,828 万 8,000 円で、対前年度比 0.8 パーセント増を計上しております。元金償還金 18 億 7,532 万 3,000 円、利子償還金 1 億 5,293 万 5,000 円でございます。

諸支出金につきましては、2 億 6,635 万円で、対前年度比 0.3 パーセント減を計上しております。うち、公営企業費は 3,592 万円で、40.6 パーセントの減。水道事業会計への繰出金等でございます。

基金費は 2 億 3,043 万円、11.6 パーセント増。一般会計の各種基金積立金でございます。

歳出の最後、予備費につきましては、1,000 万円で、毎年同額を計上いたしております。

続きまして、予算第 2 条、債務負担行為につきまして、第 2 表、債務負担行為によりましてご説明を申し上げます。6 ページでございます。第 2 表、債務負担行為で、中小企業者支援事業資金融資利子補給につきまして、地方自治法第 214 条の規定に基づいて、期間、限度額を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条、地方債につきましては、第 3 表の地方債のとおりでございます。総額で 17 億 7,197 万 9,000 円。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定

めるものであります。

次に、予算第4条、一時借入金につきましてのご説明を申し上げます。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定めるものでございます。

最後に、予算第5条、歳出予算の流用につきましてご説明をいたします。地方自治法第220条第2項の規定に基づきまして、歳出予算の流用の禁止の例外を設けるもので、一般会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第5条第1項第1号に規定する人件費と定めております。

以上で、平成29年度一般会計予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、各特別会計の説明に入ります。

まず、議案第41号、平成29年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,682万6,000円と定めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

財産収入につきましては、財産運用収入2,502万7,000円で、メガソーラー発電所の用地として口長谷地域の中山残土処分地を佐用・IDEC有限責任事業組合へ貸し付けをしておりますので、その用地賃貸料が502万7,000円、また、組合への出資に対する配当金として2,000万円を予定しております。

繰越金につきましては、平成28年度からの繰越金として1,000円の計上となっております。

諸収入につきましては、貸付金元利収入4,179万8,000円で、組合へ貸し付けております資金の元金及び利息の返済収入でございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては、繰出金6,682万5,000円で、一般会計への繰出金でございます。4,000万8,000円は貸付金元金分で、一般会計におきまして合併振興基金へ積み戻しをいたします。

予備費につきましては、1,000円で、名目予算でございます。

以上で、メガソーラー事業収入特別会計予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第42号、平成29年度佐用町国民健康保険特別会計予算についての提案のご説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億7,481万5,000円といたしております。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

国民健康保険税につきましては、3億8,049万3,000円を計上し、対前年度比0.4パーセント、金額にして139万円の増を見込んでおります。主なものといたしまして、一般被保険者国民健康保険税で3億6,127万1,000円を計上いたしております。

一部負担金は、4,000円。

使用料及び手数料は、15万円でございます。

国庫支出金は、5億8,461万円を計上して、うち、国庫負担金は療養給付費等負担金が主なもので4億2,237万9,000円。国庫補助金は1億6,223万1,000円、財政調整交付金が主なものでございます。

療養給付費等交付金は1億1,470万9,000円、退職被保険者の保険給付費に係る交付金でございます。

前期高齢者交付金は、6億5,693万7,000円を計上し、前期高齢者の各医療保険者間の負担の不均衡を調整する交付金でございます。

県支出金は、1億6,073万4,000円を計上し、うち、県負担金は高額医療費共同事業負担金が主なもので2,130万5,000円。県補助金は1億3,942万9,000円で財政調整交付金

が主なものでございます。

共同事業交付金は、6億2,007万7,000円を計上しております。

財産収入は、7万5,000円、財産運用収入でございます。

繰入金は、2億5,531万8,000円で、他会計繰入金は、一般会計から2億5,531万7,000円の繰り入れ、基金繰入金は1,000円の名目予算となっております。

繰越金も2,000円の名目予算でございます。

諸収入は、170万6,000円を計上し、うち、延滞金、加算金及び過料110万円、受託事業収入1,000円、雑入60万5,000円でございます。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

総務費では、5,040万4,000円を計上し、内訳は、総務管理費が人件費・事務費として4,846万4,000円、徴税費が保険税の賦課徴収経費171万2,000円、運営協議会費22万6,000円、趣旨普及費2,000円でございます。

次に、保険給付費では、17億5,494万1,000円を計上し、療養諸費15億1,399万4,000円、高額療養費2億3,462万円、移送費10万円、出産育児諸費420万3,000円、葬祭諸費200万円、結核医療付加金2万4,000円などでございます。

後期高齢者支援金等は、2億3,614万4,000円で、後期高齢者医療制度を支える拠出金を計上いたしております。

前期高齢者納付金等は、88万6,000円。

老人保健拠出金は、1万1,000円を計上いたしております。

介護納付金は、9,035万8,000円で、介護保険の財源として納付する経費でございます。

共同事業拠出金は、6億2,007万7,000円で、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業の拠出金を計上いたしております。

保健事業費は、941万5,000円を計上しており、特定健康診査等事業費803万4,000円、保健事業費138万1,000円でございます。

基金積立金は、7万5,000円で、保険給付費準備基金から生じます、利子分の積み立てを計上いたしております。

諸支出金は、250万4,000円を計上し、償還金及び還付加算金でございます。

予備費は、1,000万円の計上となっております。

次に、予算第2条、一時借入金につきましてご説明を申し上げます。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

最後に、予算第3条、歳出予算の流用についてのご説明をいたします。地方自治法第220条第2項に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第3条第1項第1号にて保険給付費と定めるものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第43号、平成29年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億160万7,000円といたしております。

その中身につきまして、説明をさせていただきます。まず、歳入からご説明申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては、1億9,733万8,000円を計上し、対前年度比2.2パーセント、金額にして431万3,000円の増を見込んでおります。

使用料及び手数料は、1,000円で、督促手数料でございます。

県広域連合支出金は、170万3,000円。

寄附金は、1,000円の名目予算。

繰入金は、9,832万1,000円で、全額が他会計繰入金。

繰越金は、372万9,000円でございます。

諸収入は、51万4,000円を計上し、延滞金、加算金及び過料が2,000円、償還金及び還付加算金が51万円、雑入が2,000円でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

総務費は、786万4,000円で、全額が総務管理費で、職員の人件費及び事務費を計上いたしております。

保健事業費は、207万1,000円、後期高齢者の健康診査に係る経費を計上しております。

後期高齢者医療広域連合納付金は、2億9,105万1,000円、兵庫県後期高齢者医療広域連合に納付する、保険料や運営事務費等の負担金を計上いたしております。

諸支出金は、52万1,000円を計上し、うち、償還金及び還付加算金が52万円、繰出金が1,000円でございます。

予備費は、10万円を計上いたしております。

次に、予算第2条、一時借入金につきまして、ご説明いたします。地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借入の最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第44号、平成29年度佐用町介護保険特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億8,062万8,000円で、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ329万6,000円と定めております。両勘定とも、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業の実施に伴いまして、国が示すガイドライン等に沿って、予算費目の見直しを行っております。

まず、事業勘定の歳入からご説明をいたします。1ページをご覧ください。

保険料につきましては、介護保険料として第1号被保険者保険料4億2,008万6,000円を計上しております。

分担金及び負担金につきましては、負担金として認定審査会受託金2万3,000円を計上しております。

使用料及び手数料につきましては、手数料として督促手数料1,000円の計上でございます。

国庫支出金につきましては、6億73万5,000円を計上して、うち、国庫負担金におきましては3億9,085万9,000円、介護給付費に係る法定負担分でございます。国庫補助金につきましては2億987万6,000円でございます。新しい総合事業に移行する介護予防訪問介護・通所介護サービスに係る法定負担分を、先ほどの国庫負担金からこちらへ移し替える必要があるため、内訳の予算費目の変更を行っております。

以下、歳入項目におきまして、同様の措置を行っております。

支払基金交付金につきましては、6億2,813万5,000円を計上しております。

県支出金につきましては、3億3,739万7,000円でございます。うち、県負担金におきましては3億2,490万5,000円。県補助金におきましては1,249万2,000円の計上でございます。国庫支出金と同様、新しい総合事業に伴い、県補助金の内訳費目の変更を行っております。

財産収入につきましては、財産運用収入4万2,000円を計上し、基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、3億8,900万1,000円でございます。うち、一般会計繰入金におきましては3億8,152万8,000円を計上。これにつきましても、新しい総合事業に伴う

内訳費目の変更を行っているところでございます。

基金繰入金におきましては、介護保険給付費準備基金 747 万 3,000 円を取り崩して、予算に組み入れることといたしております。

繰越金につきましては、科目設定 1,000 円でございます。

諸収入につきましては、520 万 7,000 円を計上しております。うち、延滞金、加算金及び過料におきましては 2,000 円。雑入におきましては 520 万 5,000 円、地域支援事業に係る実費徴収金が主なものでございます。

続いて、歳出でございますが、2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、1 億 756 万 1,000 円でございます。うち、総務管理費におきましては 9,415 万円で、人件費及び電算システム設定委託料などの事務費を計上いたしております。介護認定審査会費におきましては 1,224 万 7,000 円を計上し、主治医意見書等手数料、認定調査委託料、介護認定審査会委員報酬が主なものでございます。運営協議会費におきましては 38 万 6,000 円で、地域支援事業費におきましては、77 万 8,000 円をそれぞれ計上をいたしております。

保険給付費につきましては、22 億 234 万 9,000 円を計上しております。うち、介護サービス等諸費におきましては、19 億 8,840 万 8,000 円で、在宅介護サービスなどの保険給付費でございます。介護予防サービス等諸費におきましては 5,789 万 4,000 円で、介護予防サービスに係る保険給付費でございます。その他諸費におきましては 151 万 7,000 円、審査支払手数料でございます。高額介護サービス等費におきましては 3,380 万 9,000 円でございます。特定入所者介護サービス等費におきましては 1 億 1,442 万 1,000 円、保険給付対象外の居住費・食費に係る、いわゆる補足給付でございます。高額医療合算介護サービス等費におきましては、630 万円でございます。

地域支援事業費につきましては、6,716 万 4,000 円を計上しております。うち、介護予防・生活支援サービス事業費におきましては 3,563 万 6,000 円で、新しい総合事業に伴う新設費目でございます。介護予防訪問介護・通所介護サービスに係る保険給付費相当額を、先ほどの第 10 款、第 20 項の介護予防サービス等諸費から、こちらの方へ移し替えて予算計上をいたしております。次に、一般介護予防事業費におきましては 606 万 8,000 円で、新しい総合事業に伴いまして、予算費目の名称を変更しております。従前の介護予防事業費に当たるものであります。包括的支援事業費におきましては 756 万 5,000 円で、新しい総合事業に伴い、内訳費目を変更しております。任意事業費におきましては 1,783 万 5,000 円、前年同様の予算であります。その他諸費におきましては 6 万円で、これも新しい総合事業に伴う新設費目であります。介護予防訪問介護・通所介護サービスに係る審査支払手数料を計上いたしております。

基金積立金につきましては、4 万 2,000 円を計上し、介護給付費準備基金積立金でございます。

諸支出金につきましては、51 万 2,000 円でございます。償還金及び還付加算金におきまして 51 万 1,000 円、繰出金におきまして 1,000 円を、それぞれ名目計上いたしております。

続いて、サービス事業勘定について説明をさせていただきます。25 ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、サービス収入につきましては、329 万 6,000 円を計上しております。うち、予防給付費収入におきましては 206 万 9,000 円。介護予防・日常生活支援総合事業費収入におきましては 122 万 7,000 円で、新しい総合事業に伴う新設費目でございます。介護予防訪問介護・通所介護サービスなど、新しい総合事業のみを利用される方のケアプラン作成料は、当該新設科目で受け入れることとなります。

続きまして、歳出でございますが、サービス事業費につきましては、16万5,000円の計上。うち、居宅サービス事業費におきましては11万円。介護予防・日常生活支援総合事業費におきましては5万5,000円で、新しい総合事業に伴う新設費目であります。

歳出におきましても、新しい総合事業のサービスのみを利用される方のケアプラン作成委託料については、区分して当該新設費目に計上いたしております。

諸支出金につきましては、繰出金313万1,000円を計上し、一般会計への繰出金でございます。

次に、予算第2条、一時借入金につきまして説明をさせていただきます。これも地方自治法第235条の3第2項の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を、事業勘定、サービス事業勘定とも3,000万円と定めるものでございます。

最後に、予算第3条、歳出予算の流用についてのご説明をさせていただきます。地方自治法の規定に基づきまして、当該会計における各項の間の流用を認める経費について、予算第3条第1項第1号に規定する保険給付費と定めるものでございます。

以上で、介護保険特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第45号、平成29年度佐用町朝霧園特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,497万6,000円と定めております。

まず、歳入からご説明申し上げます。1ページをご覧ください。

事業収入につきましては、1億1,225万円で、施設入所者に係る生活扶助費及び施設事務費でございます。

寄附金につきましては、科目設定1,000円でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金213万8,000円でございます。

諸収入につきましては、58万7,000円を計上し、うち、受託事業収入におきましては、短期宿泊事業38万1,000円。雑入におきましては20万6,000円で、自動車借上料、短期宿泊事業食事代などがございます。

続いて、歳出でございますが、民生費、老人ホーム費につきましては、1億1,493万6,000円を計上しております。その内訳は、一般管理費7,321万8,000円と運営費4,171万8,000円で、人件費、施設管理費、入所者の生活費などがございます。

予備費につきましては、4万円を計上しております。

次に、予算第2条、一時借入金についてでございますが、これも地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を100万円と定めるものでございます。

以上で、朝霧園特別会計予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第46号、平成29年度佐用町簡易水道事業特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。平成29年度の給水戸数は5,375戸で、前年度に比べまして35戸の減と見込んでおります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,995万2,000円に定めるものでございます。

その中身につきまして、まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金174万2,000円を計上し、新規加入5件、給水工事負担金1件を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、3億4,877万5,000円を計上し、使用料につきましては3億4,845万2,000円で、平成28年度の使用状況を勘案し、現年度分3億4,652万4,000円、滞納分として191万8,000円を見込んでおります。手数料におきましては32

万 3,000 円で、設計・検査手数料、開閉栓手数料などでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入 24 万 5,000 円を計上し、財政調整基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、繰入金 1 億 5,808 万 3,000 円で、内訳は一般会計繰入金 1 億 5,764 万 8,000 円、財政調整基金繰入金 43 万 5,000 円でございます。

繰越金につきましては、前年度繰越金として 1,000 円を、諸収入につきましては、雑入として 6,000 円を計上し、町債につきましては、建設改良費の財源として、簡易水道事業債 2 億 1,110 万円を計上いたしております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。2 ページをご覧ください。

簡易水道事業費につきましては、4 億 7,819 万 6,000 円を計上しております。うち、管理費におきまして 2 億 3,256 万 6,000 円を計上し、主なものといたしまして、一般管理費は 4,975 万 9,000 円で、審議会委員報酬、人件費及び公課費として消費税納付金などの経常経費でございます。現場管理費では 1 億 8,256 万 2,000 円で、施設の維持管理運転経費を計上いたしております。内訳は、需用費では、浄水場等の光熱水費、医薬材料費及び電気計装設備・送配水管等の修繕費として 8,321 万 5,000 円を計上し、役務費では、浄水施設等の電話回線使用料 264 万 1,000 円を、委託料では、電気保安業務、メーター検針、電気計装設備管理、水道施設管理等の各種委託料として 6,025 万 4,000 円を計上しております。工事請負費では、配水池清掃工事、浄水場ろ過膜洗浄工事、薬注装置の更新、沈殿地、取水井の清掃等で 2,786 万 5,000 円を計上しております。原材料費では、水道嵩上げ資材及びメーター等の購入費、漏水等の補修資材費として 626 万 4,000 円などでございます。建設改良費におきましては 2 億 4,563 万円を計上し、主なものといたしまして、委託料では、老朽管更新に係る調査・設計業務として 2,200 万円、水道事業アセットマネジメント業務委託として 620 万円、漏水調査業務委託として 110 万円ほかを計上いたしております。工事請負費では、中央監視システムの再構築として 1 億 3,000 万円、本位田浄水場膜モジュール更新工事に 1,410 万円、真宗地内水道管移設工事に 1,300 万円、ほか道路改良工事に伴う移設工事等に 5,410 万円でございます。

公債費につきましては、簡易水道事業債の償還元金及び償還利子で 2 億 4,165 万 6,000 円を計上いたしております。

予備費につきましては、10 万円でございます。

次に、予算第 2 条、地方債についてのご説明を申し上げます。同じく 2 ページ、第 2 表地方債のとおり、簡易水道事業で 2 億 1,110 万円の起債予定額におきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

次に、予算第 3 条、一時借入金については、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 2,000 万円と定めるものでございます。

以上で、簡易水道事業特別会計予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第 47 号、平成 29 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 6,750 万 7,000 円に定めるものでございます。

その中身につきまして、まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、132 万 8,000 円を計上し、そのうち、分担金におきまして、滞納繰越金分として 1,000 円を、負担金につきましては、5 件の新規加入と 1 件の工事負担金を見込み 132 万 7,000 円を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、2 億 22 万 5,000 円を計上して、そのうち、使用料

におきましては2億20万5,000円で、施設使用料として、現年度分1億9,879万1,000円、滞納分134万3,000円を、行政財産使用料として7万1,000円を見込んでおります。手数料におきましては2万円で、排水工事店指定手数料等でございます。

国庫支出金につきましては、国庫補助金7,900万円を計上し、生活排水処理施設の統廃合及び下水道施設のストックマネジメント計画策定及びマンホールポンプ場改築工事等の補助金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金4億8,534万8,000円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金1,000円の名目計上をいたしております。

諸収入につきましては、雑入160万5,000円を計上し、国・県道改良工事に係る管渠移設補償費等でございます。

町債につきましては、公共下水道事業債1億円を計上いたしております。

次に、歳出についてでございますが、2ページをご覧ください。

公共下水道事業費につきましては、4億4,786万1,000円を計上させていただいております。うち、管理費におきましては1億9,745万5,000円を計上し、主なものといたしまして、一般管理費では4,741万8,000円で、職員の人件費、各種関係団体への負担金、消費税納付金等の経常経費でございます。現場管理費では1億5,003万7,000円で、需用費として、5カ所の処理場をはじめ、マンホールポンプ場、雨水ポンプ場、下水道管路の維持管理に要する経費で、光熱水費、医薬材料費、機器及びマンホールの修繕料費などで5,002万7,000円を計上し、役務費では、警報通報システム経費としての通信電話料等591万6,000円を、委託料では、浄化センターの管理、汚泥処理、水質検査、機器の点検整備等の各委託料として8,050万9,000円を、工事請負費では、管路修繕工事、舗装補修、マンホールポンプ修繕、各施設の機械電気設備の補修工事等として1,300万円などがございます。事業費におきましては、建設改良費として2億5,040万6,000円を計上しております。内訳として、職員の人件費のほか、委託料では、生活排水処理施設の統廃合に伴う下水道施設のストックマネジメント計画策定・三日月浄化センター前処理施設詳細設計業務・接続管渠詳細設計及び汚水貯留槽改築工事施工管理等に係る経費9,820万円を、工事請負費では、生活排水処理施設の統廃合に伴う水谷・本位田汚水貯留槽改築工事、国県道改良工事に伴う管渠移設工事等で1億2,350万円などがございます。

公債費につきましては、4億1,954万6,000円で、町債償還元金及び町債償還利子でございます。

予備費につきましては、10万円を計上させていただいております。

次に、予算第2条、地方債についてでございますが、同じく2ページ、第2表の地方債のとおり特定環境保全公共下水道事業1億円の起債予定額におきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法などを定めるものでございます。

次に、予算第3条の一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第48号、平成29年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算につきましても提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,999万1,000円に定めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金42万5,000円を計上し、新規加入1件分を見込んでおります。

使用料及び手数料につきましては、1億1,850万2,000円を計上し、現年度分として、浄化槽使用料6,130万3,000円、農業集落排水施設使用料5,667万9,000円、滞納分として、浄化槽使用料、農業集落排水施設使用料で51万9,000円を予定いたしております。

繰入金につきましては、一般会計繰入金3億2,032万5,000円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金1,000円の計上でございます。

諸収入につきましては、雑入73万8,000円を計上し、検査事務手数料などがございます。

次に歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、2億1,763万7,000円を計上し、うち、浄化槽管理費におきましては1億2,949万7,000円で、光熱水費、ブローワー交換、漏水修理の修繕料等の需用費に978万9,000円を、合併浄化槽の保守管理点検、11条検査等の委託料として1億485万3,000円を、公課費として消費税納付額1,459万8,000円などがございます。農業集落排水施設管理費におきましては8,514万円で、一般管理費では、職員の人件費、各種関係機関負担金等の経常経費として1,812万6,000円を計上し、現場管理費では、処理場等の光熱水費、ポンプ・ブローワー等の修繕料等の需用費に2,183万2,000円を計上して、委託料として、浄化センター施設管理、汚泥処理、機器点検整備等の各種委託料で3,560万4,000円を、また、工事請負費では、污水管路工事、舗装補修工事、マンホールポンプ及び機器設備等の補修工事費750万円でございます。農業集落排水施設事業費におきましては300万円で、管路施設設計業務の委託料として200万円、国・県道等のマス設置工事の工事請負費として100万円でございます。

公債費につきましては、2億2,225万4,000円を計上して、合併処理浄化槽設置事業及び農業集落排水事業の町債償還元金及び償還利子でございます。

予備費につきましては、10万円を計上いたしております。

次に、一時借入金についてであります。地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計予算の提案のご説明とさせていただきます。

続きまして、議案第49号、平成29年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算について、提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,638万6,000円といたしております。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

使用料及び手数料につきましては、642万4,000円で、使用料におきまして、町立野外活動センターの使用料収入を計上いたしております。

財産収入につきましては、15万円、基金預金利子でございます。

繰入金につきましては、935万1,000円で、町費支弁職員2名の人件費等でございます。

繰越金につきましては、科目設定1,000円でございます。

諸収入につきましては、雑入8,046万円で、天文台公園運営委託金が主なものであります。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

教育費につきましては、社会教育費9,593万5,000円でございます。うち、社会教育総務費では人件費4,841万1,000円を、グループロッジ運営費では町施設の野外活動センターの管理運営に伴う費用を826万8,000円、天文台公園運営費では野外活動センターを除く施設の管理運営のための費用3,925万6,000円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、基金費として15万1,000円を計上しております。

予備費につきましては30万円でございます。

次に、予算第2条の一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 50 号、平成 29 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、笹ヶ丘荘の管理運営に係る予算で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2,859 万 7,000 円といたしております。

まず、歳入からご説明申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、事業収入 9,852 万円で、使用料及び受託事業受入金でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金 2,999 万 7,000 円でございます。

諸収入につきましても雑入 8 万円でございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費として、1 億 2,859 万 7,000 円で、笹ヶ丘荘及び交流会館運営に係る費用でございます。

次に、予算第 2 条の一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第 51 号、平成 29 年度佐用町歯科保健特別会計予算につきましての提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,416 万 1,000 円と定めております。

まず、歳入であります。診療収入は、保険診療報酬の外来収入 900 万円、財産収入は、財産運用収入 4,000 円、繰入金は一般会計繰入金 1,335 万 3,000 円、繰越金は 1,000 円で、諸収入は雑入として、歯ブラシ売上料など 180 万 3,000 円をそれぞれ計上いたしております。

続いて、歳出でございますが、総務費 2,212 万 3,000 円のうち、主なものは、歯科医師報酬 642 万円のほか、歯科衛生士等の賃金 467 万 1,000 円などを計上いたしております。

医業費 203 万 8,000 円のうち、主なものは、医薬材料費 84 万円、歯科技工委託料 75 万 6,000 円などを計上いたしております。

次に、予算第 2 条の一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を 1,000 万円と定めるものでございます。

以上、歯科保健特別会計予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第 52 号、平成 29 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、さよひめ団地 1 区画、広山団地 2 区画、長尾団地 1 区画の分譲及び、基金造成・公債費の償還に係るものが主な内容で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,741 万 6,000 円といたしております。

まず、歳入から説明をさせていただきますが、財産収入につきましては 4,596 万円で、うち、財産運用収入におきましては 5 万 1,000 円、財産売払収入におきましては 4,590 万 9,000 円でございます。過日の全員協議会でもご説明を申し上げましたとおり、分譲に当たっては、下徳久、茶屋区画及び手布団地を新たに含め、全体の単価を見直した上で、定住を促進するため若者・子育て世帯を対象とした割引価格で販売する予定でございます。つきましては、この財産売払収入額は従前の価格で、現段階では予算編成を行っておりますので、何とぞ、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、繰入金につきましては、基金繰入金 72 万 3,000 円でございます。

繰越金につきましては、73 万 2,000 円でございます。

諸収入につきましては、雑入 1,000 円であります。

次に、歳出でございますが、宅地造成費につきましては、4,633 万 6,000 円で、主なも

のは基金費でございます。

公債費につきましては、72万3,000円で、町債元利償還金であります。

予備費につきましては、35万円7,000円であります。

また、予算第2条の一時借入金につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、当該年度中の一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

以上で、宅地造成事業特別会計予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、議案第53号、平成29年度佐用町農業共済事業特別会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

平成29年度の収益的収入及び支出の予定額は、収入・支出とも1億1,586万6,000円を計上して、対前年比97.3パーセントでございます。

主な事業見込内容につきましては、農作物共済におきまして、水稻、引受戸数1,270戸、引受面積7万829アール。麦、引受戸数10戸、引受面積2,750アール。家畜共済、引受戸数21戸、引受頭数2,840頭。畑作物共済、大豆で引受戸数24戸、引受面積は8,856アール。園芸施設共済、引受戸数16戸、44棟をそれぞれ見込んでおります。

次に、各勘定ごとの収益的収入及び支出につきましては、農作物勘定は691万6,000円、家畜共済勘定は7,124万円、畑作物共済勘定では157万9,000円、園芸施設共済勘定は47万円5,000円、業務勘定は3,565万6,000円で、家畜共済勘定のみ増額、その他は、それぞれ減額となっております。

業務勘定収益の主なものといたしましては、一般会計からの補助金2,001万2,000円、共済事業加入者からの賦課金526万8,000円、県共済組合連合会からの損害防止助成金111万7,000円などがございます。

業務勘定支出の主なものといたしましては、連合会への支払い賦課金147万7,000円、一般管理費2,696万7,000円、損害評価費306万2,000円、損害防止費291万7,000円などがございます。

以上、佐用町農業共済事業特別会計予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第54号、平成29年度佐用町石井財産区特別会計予算についての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、石井財産区の管理・運営に係るもので、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ455万円といたしております。

その中身につきましては、まず、歳入からご説明をさせていただきます。

繰越金につきましては、454万8,000円で、諸収入2,000円につきましては、町預金利子、雑入それぞれ1,000円でございます。

次に、歳出でございますが、財産管理費につきましては、91万円5,000円で、うち、作業道整備事業負担金50万円でございます。

予備費につきましては、363万5,000円となっております。

以上で、佐用町石井財産区特別会計予算の提案のご説明とさせていただきます。

それでは最後であります。議案第55号、平成29年度佐用町水道事業会計予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数1,754戸、年間総給水量53万7,029立米、一日平均給水量1,471立米、受託工事1カ所を予定いたしております。主要な建設改良事業は、国県道の道路改良工事に伴う送配水管移設工事でございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款、水道事業収益におきましては、1億9,229万4,000円で、第1項営業収益は、水道料金、消火栓使用料、手数料等で1億920万4,000円。第2項、営業外収益は8,307万8,000円で、基礎年金拠

出金一般会計繰入金、長期前受金戻入、新規加入金等を、第3項、特別利益として1万2,000円を見込んでおります。

支出の第1款、水道事業費におきまして、2億3,784万9,000円で、第1項、営業費用は、水道施設維持管理業務委託、電気計装等保守点検、電気料及び薬品費等の経常経費、また、メーター検針委託料、漏水及びポンプ等修繕費等で2億1,668万3,000円を計上し、第2項、営業外費用は、企業債借入金利息、消費税等で1,899万5,000円を、また、第3項で、特別損失として207万1,000円を、第4項では、予備費10万円を計上いたしております。

次に、予算書2ページをご覧ください。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款、資本的収入におきまして1億3,556万3,000円で、第1項、企業債は1,000万円、第2項、他会計出資金は1,441万1,000円で一般会計特別出資金、また、第3項、他会計負担金は、消火栓工事に係るもので一般会計からの負担金300万円でございます。第5項、他会計補助金は、災害復旧債償還に係るもので一般会計からの補助金815万2,000円、第11項、投資有価証券受入金1億円を予定をいたしております。

支出の第1款、資本的支出におきましては、1億9,214万7,000円で、第1項、建設改良費は、道路改良工事に伴う送配水管路移設工事等の経費に3,959万7,000円を、第2項では企業債償還金で5,255万円を、第3項では投資有価証券購入に1億円を予定をいたしております。

収入不足額5,658万4,000円は、過年度分損益勘定内部留保資金で補填する予定といたしております。

第5条の企業債借入金につきましては、借入限度額を1,000万円、利率を3パーセント以内と定めております。

第6条の一時借入金につきましては、当該年度中の借り入れ限度額を2,000万円と定めるものでございます。

次に、予算書3ページをご覧ください。

第7条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用できる金額を定めるものでございます。

第8条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費及び報酬を定めるものでございます。

第9条につきましては、他会計からの補助金として一般会計からの基礎年金拠出金分45万9,000円、災害復旧債補助分841万3,000円、減価償却費補助分として1,263万7,000円と定めるものでございます。

第10条につきましては、たな卸し資産購入限度額を71万7,000円と定めております。

内容の詳細につきましては、4ページからの佐用町水道事業会計の予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等を添付いたしておりますので、ご覧を賜りたいと思います。

以上で、佐用町水道事業会計予算の提案の説明とさせていただきます。

長くなりましたが、以上で、平成29年度の一般会計並びに特別会計当初予算、議案第40号から議案第55号までの各会計の提案の説明をさせていただきました。

また、予算特別委員会も設置いただきますが、それぞれ十分ご審議を賜りまして、適切妥当な結論を賜りますように、よろしくお願いを申し上げまして、提案の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君）

ただ今、提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題としております議案第 40 号から議案第 55 号につきましては、平成 29 年度佐用町一般会計並びに各特別会計予算であります。この件に関しましては、日程第 62 で、全員による予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 40 号から議案第 55 号につきましては、予算特別委員会に付託することに決定しました。
ちょっと、休憩します。町長、続けてやってよろしいですか。

町長（庵途典章君） （聴取不能）。

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解きます。

日程第 60. 同意第 1 号 損害評価会委員の選任同意について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 60 に入ります。
同意第 1 号、損害評価会委員の選任同意についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 1 号、損害評価会委員の選任同意につきまして、提案のご説明を申し上げます。
現在の損害評価会委員の任期が本年の 3 月 31 日をもって満了となるため、その後任として、各地区からの推薦をいただいた、別紙の 26 名の方を新たに損害評価会委員に選任をいたしたく、佐用町農業共済条例第 133 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。
なお、任期は、平成 32 年 3 月 31 日まで 3 年間でございます。
ご同意賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する説明が終わりました。
本案につきましては、本日即決といたします。
この際、お諮りいたします。本案件につきましては、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。
それでは、これより同意第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。同意第 1 号を、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって同意第1号、損害評価会委員の選任同意については、原案のとおり同意されました。

日程第61. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（岡本安夫君） 続いて日程第61に入ります。
諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。
現在、人権擁護委員としてご活躍をいただいております、佐用町上石井856番地3の平井均氏の任期が、本年6月30日をもって満了となります。
引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3号の規定により、議会の意見を求めるものでございます。
どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明は終わりました。
諮問第1号につきましては、本日即決とします。
ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後04時55分 休憩

午後04時56分 再開

議長（岡本安夫君） 休憩を解き、会議を続行します。
ここで、お諮りします。午後5時が来ようとしておりますが、時間を延長して審議を継続したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議がございませんので、時間を延長して、審議を継続します。
お諮りします。諮問第1号については、お手元に配付した意見のとおり、適任と答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配付した意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

日程第 62. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 62、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題とします。

お諮りします。平成 29 年度佐用町一般会計及び各特別会計の予算審議のため、全員による予算特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、全員による予算特別委員会を設置することに決定されました。

日程第 63. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 63、特別委員会委員長及び副委員長の選任についてであります。委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員会において、互選するとなっております。先の全員協議会において協議され、決定されておりますので、委員長及び副委員長の氏名を議長より発表します。

佐用町議会、予算特別委員会委員長、金谷英志君。副委員長、加古原瑞樹君。以上の両君が選任されましたので報告いたします。

日程第 64. 委員会付託について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 64、委員会付託についてであります。ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 4 時 5 8 分 休憩

午後 0 4 時 5 9 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。

お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（岡本安夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。

お諮りします。委員会等開催のため明日 3 月 4 日から 13 日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、3月14日午前9時30分より再開しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。
それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。
最後に、予算特別委員会委員長から挨拶があります。金谷委員長、よろしく申し上げます。

予算特別委員長（金谷英志君） 来週ですけれども、議運のほうで既に決められております。
6日、7日、午前9時から予算特別委員会を開会しますので、よろしくお願いたします。

町長（庵途典章君） お世話になります。どうぞ、よろしく申し上げます。

議長（岡本安夫君） はい、それでは、御苦労さまでした。

午後05時00分 散会